

第99期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」
（旧：ホテルラングウッド）

株主総会に当日ご欠席の方

同封の議決権行使書のご返送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットによる議決権行使

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時20分投票分まで

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

井関農機株式会社

証券コード：6310



目次

■ 第99期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	54
■ 計算書類	69
■ 監査報告書	80
■ ご参考	86

書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と関連資料の一部を併せてご送付しております。
また、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第19条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。



欧州向け電動モータ（芝刈り機）SXGE2

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の進展や行動制限の緩和により社会経済活動は正常化に向け徐々に回復していますが、コロナ禍に端を発した原材料調達の乱れと価格高騰や大きく変動する為替など不透明な状況が続いています。

また、ロシアのウクライナ侵攻を機に食料安全保障という言葉も自然と耳に入るようになりました。国内では食料自給率の課題を抱え、世界人口は昨年80億人に達し今後も増加することが想定される中、食料の増産ニーズは世界的なテーマとなっています。さらには地球温暖化をはじめとする環境問題はますます切実なものとなっています。

このような状況のもと、当社グループは「夢ある農業と美しい景観を支え、持続可能な『食』と『農』と『大地』の未来を創造する」という社会的な使命を果たすため、国内外の農業の課題解決に向けて力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



井関農機株式会社
代表取締役 社長執行役員

富安 司郎

愛媛県松山市馬木町700番地

井関農機株式会社

代表取締役社長執行役員 富安 司郎

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第99期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）、または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面または電磁的方法（インターネット）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせることもご検討ください。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2023年3月29日（水曜日）午後5時20分までに到着するよう、同封の議決権行使書に賛否をご表示いただきご返送くださるか、またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使に際しましては、5頁の「議決権行使方法についてのご案内」および6～7頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2.場 所 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」（旧：ホテルラングウッド）

3.目的事項 報告事項 1. 第99期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、事業報告の「社の新株予約権に関する事項」、「会計監査人の状況」、「利益配分に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第19条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止のため、株主の皆さまの安全を第一に考え、下記の方針に基づいて株主総会を開催いたします。何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、郵送またはインターネットによる事前行使をご利用ください。(詳細は5～7頁のとおりです)
2. 株主総会時の事業報告の動画を、株主総会終了後、配信します。

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/



3. 株主総会会場にご来場されない株主さまの便宜のため、当社に関するご質問を、下記のメールアドレスにて2023年3月23日(木曜日)午後5時20分まで受け付けております。株主の皆さまの関心が高い事項につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載いたします。

【ご質問メールの宛先アドレス】

soukai@iseki.co.jp

なお、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる当日対応およびご協力願いたい事項について

(1) 当社の対応

- 当社定時株主総会の会場において、役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。

(2) 株主さまへのご協力のお願い

- ご来場の株主さまにおかれましてはマスクのご着用や手指消毒液による手洗い、入場前の検温などにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

5. 今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/



議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。



株主総会開催日時
2023年3月30日（木曜日）
午前10時

紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限
2023年3月29日（水曜日）
午後5時20分到着分まで

インターネット



「スマート行使[®]」による方法
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。



インターネットによる方法
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限
2023年3月29日（水曜日）
午後5時20分投票分まで

インターネットによる開示について

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

https://www.iseki.co.jp/ir/stock/general_meeting/

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

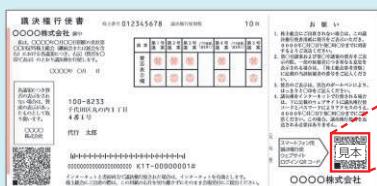
2023年3月29日(水曜日)午後5時20分投票分まで



「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

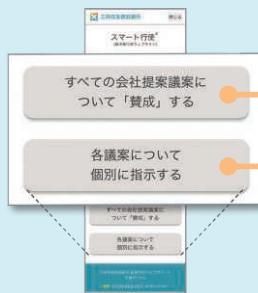
3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ



画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる方法

議決権行使ウェブサイト

検索

<https://www.web54.net>

1 WEBサイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの入力



ここまでで準備は完了です。ここからは画面の指示に従って賛否をご入力ください。

！ ご注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金など)は、株主様のご負担となります。
- 新しいパスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。(新しいパスワードに関するご照会にはお答えできません。)
- 誤ったパスワードを一定回数以上入力すると、操作がロックされ、当初発行したパスワードで議決権の行使およびすでに行使された内容の変更をすることができなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

お問い合わせ

- ① インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- ② その他のご照会

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
☎0120(782)031 (受付時間 9:00~17:00)
土日祝日を除く

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当を、重要政策の一つとしております。持続的な事業活動の前提として、財務の健全性の維持向上を図りつつ、収益基盤や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

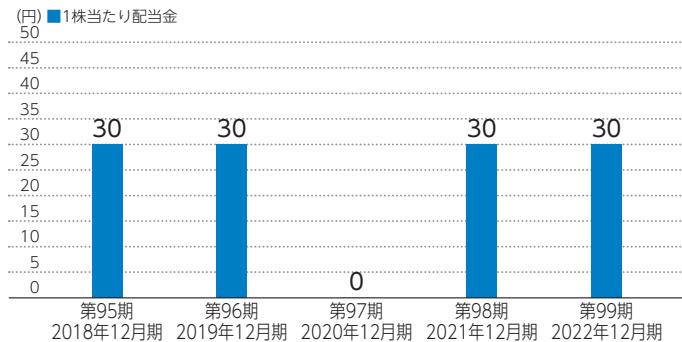
当社普通株式1株につき30円

総額686,173,410円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日

ご参考 1株当たり配当金の推移



第2号議案

取締役9名選任の件

現在の取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたします。

本議案は社外取締役が委員長を務める任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	地位	氏名	取締役会出席状況	指名報酬委員会出席状況	ESG委員会出席状況
1 再任	代表取締役社長執行役員	とみやす しろう 富安 司郎	100% (20回/20回)	100% (8回/8回)	100% (5回/5回)
2 再任	代表取締役専務執行役員	おだぎり はじめ 小田切 元	100% (20回/20回)	100% (6回/6回)	100% (5回/5回)
3 再任	取締役常務執行役員	なわた ちきお 縄田 幸夫	100% (20回/20回)		100% (5回/5回)
4 再任	取締役常務執行役員	ふかみ まさゆき 深見 雅之	100% (20回/20回)		100% (5回/5回)
5 再任	取締役常務執行役員	じんの しゅういち 神野 修一	100% (20回/20回)		100% (5回/5回)
6 再任	取締役執行役員	たに かずや 谷 一哉	100% (20回/20回)		100% (5回/5回)
7 再任 社外 独立	取締役	いわさき あつし 岩崎 淳	100% (20回/20回)	100% (8回/8回)	100% (5回/5回)
8 再任 社外 独立	取締役	たなか しょうじ 田中 省二	100% (20回/20回)	100% (8回/8回)	100% (5回/5回)
9 再任 社外 独立	取締役	なかやま かずお 中山 和夫	100% (20回/20回)	100% (8回/8回)	100% (5回/5回)

- (注) 1. 小田切元氏は、2022年3月30日開催の第98期定時株主総会後に開催された取締役会において代表取締役に選定されたため、同日以降の指名報酬委員会の出席状況を記載しております。
2. ESG委員会は、2022年8月10日付で設置されたため、同日以降のESG委員会出席状況を記載しております。

候補者番号

1

とみやす しろう
富安 司郎

1958年2月6日生

再任



- 所有する当社の株式の数 9,000株
- 取締役在任期間 7年 (本総会終結時)

- 取締役会出席状況 20回/20回 (100%)
- 指名報酬委員会出席状況 8回/8回 (100%)

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|--|---|
| 1980年 4月 株式会社第一勧業銀行入行
(現、株式会社みずほ銀行) | 2016年 3月 当社取締役専務執行役員
当社社長補佐
当社総合企画部管掌 |
| 2011年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 | 当社IR・広報室管掌 |
| 2015年 6月 中央不動産株式会社顧問 | 当社人事部管掌 |
| 2016年 1月 当社顧問 | 当社財務部担当 |
| | 2017年 1月 当社取締役副社長執行役員
当社総合企画部、IR・広報室担当 |
| | 2019年 3月 当社代表取締役社長執行役員(現任) |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

富安司郎氏は、金融機関在籍時の豊富な経験と実績から、経営企画・財務・経理に関する高い知見および幅広い見識を有しております。2016年3月に取締役に就任し、経営戦略・計画の立案や内部統制体制の企画に手腕を発揮し当社グループを統括してまいりました。2019年3月からは代表取締役社長執行役員として全社的視点から優れたリーダーシップを発揮し、当社の収益拡大に向けた構造改革を進めるとともに、ESG経営に取り組み、コーポレートガバナンスの強化に貢献するなど企業価値の向上に努めてきました。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、これまでの経営経験を活かし、中期経営計画(2021年～2025年)の達成に向けグループ全体を牽引し、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 富安司郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

おだぎりはじめ
小田切 元

1963年1月6日生



再任

- 所有する当社の株式の数 9,300株
- 取締役在任期間 3年（本総会終結時）
- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 6回/6回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1987年 4月 当社入社 | 2018年 7月 東風井関農業機械有限公司董事、
総経理 |
| 2008年 11月 当社野菜技術部長 | 2019年 1月 当社常務執行役員 |
| 2010年 12月 当社アグリインプル事業部長 | 2020年 1月 当社開発製造本部長（現任） |
| 2014年 6月 井関農機（常州）有限公司銷售分公司
総経理 | 2020年 3月 当社取締役常務執行役員 |
| 2016年 1月 当社執行役員営業本部副本部長 | 2022年 3月 当社代表取締役専務執行役員（現任） |
| 2016年 3月 株式会社中セキ北海道代表取締役社長 | |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

小田切元氏は、農業機械の技術・開発分野に長く携わるとともに、国内販売会社の社長や中国合弁会社の董事・総経理を務め、技術者および経営者として国内外の農業機械に関する豊富な経験と実績を積み重ね、幅広い知見を有しております。2020年3月に、開発製造本部を担当する取締役就任し、スマート農機や脱炭素化の実現のための電動モーターなど環境に配慮した製品の研究開発や生産を主導するとともに、開発製造部門における構造改革を推進してまいりました。2022年3月からは代表取締役専務執行役員として全社的視点からESG経営に取り組み、中期経営計画の達成に向けてグループ全体の変革を牽引するなど企業価値の向上に努めてきました。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上、開発・生産体制の迅速化・最適化への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 小田切元氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

な わ た ゆ き お
縄田 幸夫

1959年3月8日生

再任



- 所有する当社の株式の数 7,400株
- 取締役在任期間 5年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1984年 9月 当社入社
2007年 12月 当社地区営業部長
2008年 7月 株式会社中セキ東北取締役販売促進部長
2010年 7月 当社営業推進部長
2010年 10月 当社営業本部副本部長

2015年 1月 株式会社中セキ関東代表取締役社長
2015年 7月 当社執行役員
2018年 1月 当社常務執行役員
当社営業本部長（現任）
2018年 3月 当社取締役常務執行役員（現任）

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

縄田幸夫氏は、農業機械の海外営業や国内営業に長く携わり主要販売会社社長を務めるなど、国内外の営業分野において豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2018年3月に営業本部を担当する取締役に就任し、夢ある農業の実現に向けて、農業の大規模化等の国内農業の課題を解決し、また農業の脱炭素化や持続可能な農業・社会を目指す環境保全型スマート農業に対応するお客様に喜ばれる製品・サービスの提供拡大を主導し、国内営業戦略の展開において高い専門性と力強いリーダーシップを発揮しております。また、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上、国内農業の課題解決への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 縄田幸夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

ふ か み ま さ ゆ き
深見 雅之

1959年5月29日生

再任



- 所有する当社の株式の数 9,000株
- 取締役在任期間 4年 (本総会終結時)

- 取締役会出席状況 20回/20回 (100%)

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| 1985年 4月 当社入社 | 2015年 7月 当社執行役員 |
| 2004年 12月 当社関東営業部長 | 2019年 1月 当社常務執行役員 |
| 2007年 1月 茨城セキ販売株式会社代表取締役社長 | 2019年 3月 当社取締役常務執行役員(現任) |
| 2008年 12月 株式会社セキ中国専務取締役 | 2019年 4月 当社人事部担当 |
| 2011年 1月 株式会社セキ九州専務取締役 | 当社総合企画部、IR・広報室副担当 |
| 2011年 12月 同社代表取締役社長 | 当社コンプライアンス副担当(現任) |
| | 2022年 1月 当社人事、総合企画、IR・広報担当(現任) |

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

深見雅之氏は、主要な販売会社の取締役や社長を務めるなど、国内営業や経営・人事管理に豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2019年3月に取締役に就任し、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化、株主・投資家の皆さまやお客さま、従業員などあらゆるステークホルダーとのエンゲージメントの向上など、コーポレート部門の機能強化を主導してきました。また、当社のESGへの取組み強化においても、力強いリーダーシップを発揮するとともに、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上、ESGの推進への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 深見雅之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

じんのしゅういち
神野 修一

1962年10月14日生

再任



- 所有する当社の株式の数 8,600株
- 取締役在任期間 7年9ヶ月 (本総会終結時)

- 取締役会出席状況 20回/20回 (100%)

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1985年 4月 当社入社
2008年 4月 当社事務企画部長
2011年 12月 当社IR・広報室長
2013年 10月 当社人事部長
2015年 6月 当社取締役執行役員
 当社人事担当
 当社コンプライアンス担当

2016年 3月 当社事務企画部担当
2017年 1月 当社コンプライアンス副担当
2018年 12月 当社IT企画推進統括部担当
2019年 4月 当社財務部副担当
2022年 1月 当社財務、IT企画、業務効率化担当
2022年 8月 当社財務、IT企画担当(現任)
2023年 1月 当社取締役常務執行役員(現任)

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

神野修一氏は、情報システム・IR広報・人事の分野に長く携わり、コーポレート部門において幅広い経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2015年6月に取締役に就任して以降、人事、コンプライアンス、業務効率化、IT企画担当として高いマネジメント能力を発揮してきました。また、財務・資本戦略等の策定・推進や財務会計システムの再構築においても、高い専門性と力強いリーダーシップを発揮するとともに、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上、DXの推進への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 神野修一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

たに か ず や
谷 一 哉

1969年3月14日生

再任



- 所有する当社の株式の数 5,300株
- 取締役在任期間 3年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1992年 4月 当社入社
2009年 4月 ヨーロッパ中セキ社代表取締役社長
2015年 1月 中セキフランス株式会社
代表取締役社長

2017年 10月 当社海外営業総括部長
兼欧州営業部長
2020年 1月 当社執行役員
当社海外営業本部長（現任）
2020年 3月 当社取締役執行役員（現任）

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

取締役候補者とした理由

谷一哉氏は、欧州販売会社の取締役や社長を務めるなど、海外事業にかかる営業や経営・人事管理に豊富な経験と実績を有し、当社グループの業務に精通しております。2020年3月に海外営業本部を担当する取締役に就任し、世界各地のニーズに沿った製品・サービスの提供や各地域戦略パートナーとの協業強化・拡大、販売網の再構築等による海外事業の拡大と海外売上高の引上げを主導し、当社グループの海外展開において高い専門性と力強いリーダーシップを発揮しております。また、当社グループの経営に対して適切な監督を実施しております。

人格・見識ともに優れた人物であり、今後においても、広い視野に立って、当社グループの持続可能な発展および企業価値の向上、海外事業の推進への貢献が期待できるため、取締役候補者とするものです。

(注) 谷一哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

いわさき あつし
岩崎 淳

1959年1月9日生



再任 社外 独立

- 所有する当社の株式の数 0株
- 取締役在任期間 9年9ヶ月 (本総会最終時)

- 取締役会出席状況 20回/20回 (100%)
- 指名報酬委員会出席状況 8回/8回 (100%)

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1990年 11月 センチュリー監査法人入所
(現、EY新日本有限責任監査法人)

1991年 3月 公認会計士登録

1997年 3月 不動産鑑定士登録

2005年 8月 新日本監査法人退所
(現、EY新日本有限責任監査法人)

2005年 9月 岩崎公認会計士事務所所長(現任)

2013年 6月 当社取締役(現任)

2015年 6月 日本ハム株式会社社外監査役

2016年 6月 オリパス株式会社社外監査役

2019年 6月 日本ハム株式会社社外取締役
オリパス株式会社社外取締役

2022年 6月 日本ハム株式会社社外取締役退任
オリパス株式会社社外取締役退任

〈重要な兼職の状況〉 岩崎公認会計士事務所所長公認会計士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

岩崎淳氏は、公認会計士としての経験・知見が豊富であり、他企業における社外取締役、社外監査役としての経験を有し、経営戦略・財務・コンプライアンス等の面において専門的かつ高い能力を有しております。2013年6月に社外取締役に就任し、中立かつ客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、専門的見地から当社グループの経営戦略やガバナンス等へ有益な助言を適宜行い、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献してきました。また、当社の取締役会においては議長、指名報酬委員会やESG委員会においては委員長を務め、重要な役割を果たしております。今後においても当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営を監督し、自らの知見に基づいて助言を行うことを期待しています。上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

独立性について

岩崎淳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である岩崎公認会計士事務所と当社との間にも、特別の利害関係はありません。

(注) 1. 岩崎淳氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、岩崎淳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 岩崎淳氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社を含む)の経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」欄に記載された理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

3. 当社は岩崎淳氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、岩崎淳氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

候補者番号

8

た な か し ょ う じ
田 中 省 二

1966年12月24日生



再任 社外 独立

- 所有する当社の株式の数 0株
- 取締役在任期間 7年（本総会最終時）
- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 8回/8回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 1998年 4月 最高裁判所司法研修所入所 | 2010年 6月 当社社外監査役 |
| 2000年 3月 同所卒業 | 2016年 3月 当社取締役（現任） |
| 2000年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
銀座通り法律事務所入所 | 2018年 3月 中央通り法律事務所所長（現任） |

〈重要な兼職の状況〉 中央通り法律事務所所長弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

田中省二氏は、弁護士としての経験・知見が豊富であり、内部統制やコンプライアンス等の面において専門的かつ高い能力を有しております。

2016年3月に社外取締役に就任し、中立かつ客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、当社グループのコンプライアンス体制の整備等への専門的で有益な助言を適宜行い、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献してきました。また、当社の指名報酬委員会やESG委員会においても委員として重要な役割を果たしております。

今後においても当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営を監督し、自らの知見に基づいて助言を行うことを期待しています。

上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

独立性について

田中省二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である中央通り法律事務所と当社との間にも、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 田中省二氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、田中省二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 田中省二氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む）の経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」欄に記載された理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
3. 当社は田中省二氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、田中省二氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

候補者番号

9

な か や ま か ず お

中山 和夫

1957年2月2日生



再任

社外

独立

- 所有する当社の株式の数 0株
- 取締役在任期間 2年（本総会終結時）

- 取締役会出席状況 20回/20回（100%）
- 指名報酬委員会出席状況 8回/8回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1980年 4月 三井物産株式会社入社
2006年 4月 同社プロジェクト業務部長
2008年 6月 同社アジア・大洋州本部C.A.O.
兼アジア・大洋州三井物産株式会社S.V.P.
（在シンガポール）
2012年 4月 同社執行役員食糧本部長

2014年 4月 同社常務執行役員食糧本部長
2015年 6月 JA三井リース株式会社代表取締役副社長
執行役員
2020年 6月 同社顧問
2021年 1月 同社退任
2021年 3月 当社取締役（現任）

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

中山和夫氏は、総合商社等における経営経験を有するほか、海外事業にも精通し食糧事業部門を担当するなど国内外における食糧・農業に関する豊富な知識と経験を有しております。2021年3月に社外取締役に就任し、経営経験に基づく客観的な視点から当社の経営を監視するとともに、当社グループの海外事業等へ有益な助言を適宜行い、当社の取締役会の監督機能の強化、透明性の確保に貢献してきました。当社の指名報酬委員会やESG委員会においても委員として重要な役割を果たしております。今後においても当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営を監督し、自らの知見に基づいて助言を行うことを期待しています。上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

独立性について

中山和夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。過去在籍していたJA三井リース株式会社と当社との間に取引関係がありますが、その取引額は、連結売上高の1%未満、また連結総資産の0.1%未満です。

(注) 1. 中山和夫氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、中山和夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は中山和夫氏との間で、会社法第427条第1項に基づく当社定款第27条第2項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該定款に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、本総会において、中山和夫氏の再任が承認され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

(注) 当社は取締役（社外取締役含む）および監査役（社外監査役含む）全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当社は当該保険契約を任期途中の2023年9月に上記内容での更新を予定しています。

(ご参考)

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 現在または過去における、当社グループ（※1）の業務執行者（※2）
2. 当事業年度を含む直近5事業年度における、当社の大株主（※3）またはその業務執行者
3. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者
4. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者（※5）またはその業務執行者
5. 当事業年度を含む直近3事業年度における、当社グループの主要な借入先（※6）またはその業務執行者
6. 当社グループから、当事業年度を含む直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社グループから、役員報酬以外に、当事業年度を含む直近3事業年度の平均で概ね1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1~7のいずれかに該当する者のうち重要な者（※7）の配偶者または二親等内の親族
9. 社外役員の相互就任関係（※8）となる先の業務執行者
10. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有している者

（※1）当社、当社の子会社または持分法適用会社をいいます。

（※2）業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人をいいます。

（※3）議決権所有割合10%以上の株主をいいます。

（※4）当社グループとの取引において、当社グループへの支払額が、当社グループの連結売上高の2%以上を占めている者をいいます。

（※5）当社グループとの取引において、当社グループの仕入額が、相手方の連結売上高の2%以上を占めている者をいいます。

（※6）当社グループが借入れを行っている金融機関であって、借入額が当社グループの連結総資産の2%以上を占めている者をいいます。

- (※7) 1~6においては業務執行取締役、執行役員または部長以上の使用人をいい、7においては各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士をいいます。
- (※8) 当社グループの業務執行者が社外役員として現任している先の業務執行者を、当社の社外役員として迎え入れることをいいます。

(ご参考)

第2号議案が承認されたのちの取締役のスキルマトリックス

	氏名	役付	企業経営・経営戦略	財務	営業・マーケティング	海外事業	開発製造	コンプライアンス・法務・監査	ESG・サステナビリティ	人事	IT・データ
取締役	富安 司郎	代表取締役 社長執行役員	●	●					●		
	小田切 元	代表取締役 専務執行役員	●		●	●	●		●		●
	縄田 幸夫	取締役 常務執行役員			●	●					●
	深見 雅之	取締役 常務執行役員			●			●	●	●	
	神野 修一	取締役 常務執行役員		●				●		●	●
	谷 一哉	取締役 執行役員			●	●					
	岩崎 淳	取締役	●	●				●			
	田中 省二	取締役						●			
	中山 和夫	取締役	●		●	●					

- ※ 上記の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。
- ※ 役付取締役は、本総会終了後の取締役会にて決定いたします。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役木元誠剛氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。また、監査役元川靖英氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふじた やすじ
藤田 康二

1963年4月11日生

新任 社外



●所有する当社の株式の数 0株

略歴、当社における地位〈重要な兼職の状況〉

1986年 4月 株式会社伊予銀行入行	2019年 6月 同行常務執行役員今治グループ長 兼今治支店長
2014年 8月 同行資金証券部長	
2016年 6月 同行執行役員資金証券部長	2022年 10月 同行上席執行役員今治グループ長 兼今治支店長
2017年 6月 同行執行役員東京支店長 兼市場営業室長	兼中浜支店長兼近見支店長

〈重要な兼職の状況〉 該当なし

社外監査役候補者とした理由

藤田康二氏は、長年にわたる金融機関での業務により培われた豊富な経験と財務の専門知識を含む幅広い識見を有しております。客観的・中立的な視点からこれらの経験や識見をもって適切に監査していただくことで、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保できるものと判断し、新任社外監査役の候補者とするものです。

(注) 1. 藤田康二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 藤田康二氏は新任の監査役候補者であります。

3. 藤田康二氏は社外監査役の候補者であります。

4. 当社は取締役（社外取締役含む）および監査役（社外監査役含む）全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当社は当該保険契約を任期途中の2023年9月に上記内容での更新を予定しています。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済・日本経済は、新型コロナウイルス感染症対策の進展や行動制限の緩和により緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、国内外ともに原材料価格の高騰や、サプライチェーンの混乱による供給制約に加えてロシアのウクライナ侵攻など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、国内では顧客対応の充実など農業構造変化への対応強化、海外では主力市場である北米、欧州、アジアでの販売強化に努めた結果、連結経営成績は以下のとおりとなりました。

● 当期連結業績

当期の売上高は、前期比8,437百万円増加し、166,629百万円（前期比5.3%増加）となりました。

国内売上高は前期比4,758百万円減少の112,638百万円（前期比4.1%減少）となりました。農機製品はサプライチェーン混乱に伴う生産遅延や米価低迷・資材価格高騰による購買意欲減退に加え、前期にあった経営継続補助金の反動もあり減少しました。また、作業機も補助金反動により減少となりました。一方で、補修用部品及び修理整備等のメンテナンス収入は、農機製品の売上が減少する中でも前期を維持しました。

海外売上高は前期比13,195百万円増加の53,991百万円（前期比32.3%増加）となり、前期に続き過去最高の売上高を更新しました。北米はコンパクトトラクタ市場が調整局面に入るも、現地在庫レベル回復に向けた当社出荷は続伸しました。欧州はライフスタイルの変化に伴う市場の動きを捉え、コンシューマー向けを中心に販売が伸長、加えて景観整備向け需要の回復に伴うプロ向け販売も増加しました。また、Iseki-Maschinen GmbHの連結子会社化による増加もありました。アジアは韓国向けが増加しましたが、中国向け半製品の出荷減などをカバーできず減少しました。

営業利益は前期比613百万円減少の3,534百万円（前期比14.8%減少）となりました。各地域で価格改定を実施しましたが、原材料価格高騰影響の全てをカバーするには至らず収益を圧迫、加えて販管費も増加しました。

経常利益は前期比924百万円減少の3,762百万円（前期比19.7%減少）となりました。為替差益の増加はあったものの前期に計上した受取和解金の剥落や持分法による投資損失の拡大もあり、減少となりました。

税金等調整前当期純利益は前期比890百万円増加の5,257百万円（前期比20.4%増加）となりました。減損損失の計上はあったものの、Iseki-Maschinen GmbHの連結子会社化による段階取得に係る差益及び負ののれん発生益や中国の持分法適用関連会社が実施した第三者割当増資に伴う持分変動利益など特別利益の発生により増加となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比922百万円増加の4,119百万円（前期比28.9%増加）となりました。

● 当期個別業績

当期の売上高は97,467百万円（前期比6.2%増加）、営業損失は839百万円（前期は営業利益854百万円）、経常利益は1,277百万円（前期比66.6%減少）、当期純損失は160百万円（前期は当期純利益2,924百万円）となりました。

当期連結業績概要

売上高 166,629 百万円	営業利益 3,534 百万円
経常利益 3,762 百万円	親会社株主に帰属する当期純利益 4,119 百万円

(ご参考)

商品別売上高構成比

その他農業関連

売上高 **283**億円

農業用施設工事、農業用資材、
コイン精米事業・炊飯事業など



コイン精米機

海外売上高 **539**億円
海外売上高比率 **32.4%**

海外における地域別売上高

■ 北米	195	億円
■ 欧州	251	億円
■ アジア	86	億円
■ その他	6	億円

作業機・補修用部品・修理収入

売上高 **469**億円



整地用機械

売上高 **639**億円

主な商品

トラクタ、耕うん機、
乗用管理機、芝刈機など



トラクタ

売上高
1,666億円

国内売上高 **1,126**億円

国内売上高比率 **67.6%**

収穫調製用機械

売上高 **179**億円

主な商品

コンバイン、バインダ、ハーベスタ、
籾すり機、乾燥機、
野菜収穫調製機など



コンバイン

栽培用機械

売上高 **93**億円

主な商品

田植機、野菜移植機



田植機

売上高

(前期比)

1,666億円

84億円(5.3%)増

▶ うち国内

(前期比)

1,126億円

47億円(4.1%)減

▶ うち海外

(前期比)

539億円

131億円(32.3%)増

営業利益

(前期比)

35億円

6億円(14.8%)減

経常利益

(前期比)

37億円

9億円(19.7%)減

親会社株主に帰属する当期純利益 **41**億円

(前期比)

9億円(28.9%)増

売上高

国内：農機製品はサプライチェーン混乱に伴う生産遅延や米価低迷・資材価格高騰による購買意欲減退、経営継続補助金の反動もあり減収。作業機も補助金反動により減収。補修用部品、修理収入などのメンテナンス収入は前期水準を維持。

海外：北米はコンパクトトラクタ市場が調整局面に入るも、現地在庫レベル回復に向けた当社出荷は続伸。欧州はライフスタイルの変化に伴い、コンシューマー向けを中心に販売伸長、景観整備向け需要回復に伴うプロ向け販売も増加、加えてIseki-Maschinen GmbHの連結子会社化もあり増収。アジアは韓国向けが増加も、中国向け半製品の出荷減などをカバーできず減収。

営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

営業利益：各地域で価格改定を実施したが、原材料価格高騰影響の全てをカバーするには至らず収益を圧迫、加えて販管費も増加し減益。

経常利益：為替差益の増加はあったものの前期に計上した受取和解金の剥落や持分法による投資損失の拡大もあり、減益。

親会社株主に帰属する当期純利益：減損損失の計上があったが、中国の持分法適用関連会社が実施した第三者割当増資に伴う持分変動利益など特別利益の発生により増益。

国内売上高の内訳 (億円)

	(ご参考) 第98期2021年 12月期実績	第99期2022年 12月期実績	増減
整地用機械	239	229	△10
栽培用機械	90	79	△11
収穫調製用機械	166	160	△5
農機製品計	496	469	△27
作業機	220	205	△14
補修用部品	153	156	+2
修理収入	59	58	△0
農機関連計	930	889	△40
その他農業関連	243	237	△6
合計	1,173	1,126	△47

海外売上高の内訳 (億円)

	(ご参考) 第98期2021年 12月期実績	第99期2022年 12月期実績	増減
北米	151	195	+43
欧州	159	251	+91
アジア	91	86	△5
その他	5	6	+1
合計	407	539	+131

次期の見通し

次期の当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症は、収束までの見通しが不透明な状況であるものの、ウィズコロナの浸透により社会活動や経済活動も緩やかに回復していくものと仮定しております。また、当社グループの販売面における影響は限定的も、原材料価格の高騰やサプライチェーン混乱などのリスクは残るものと考えております。一方で食料の安定供給や食料自給率の向上など食への関心の高まりもあり、食を支える農業や、人々の暮らしを支える景観整備事業はエッセンシャルビジネスとして重要度が再認識されております。これらを支える当社グループは、今後も無くてはならない企業であり続けるために変革し続け、企業価値向上に努めてまいります。

次期の連結業績見通しは、国内市場は資材価格高騰影響に伴う農機需要への影響等も懸念されますが、経営継続補助金の反動一巡や米価の下げ止まりもあり、横ばいで推移するものと見ております。当社グループの国内売上高は、農業の構造変化に対応した大型機械・スマート農機の増販及び、価格改定効果などにより増収を見込んでおります。

海外は、北米のコンパクトトラクタ市場は引き続き調整局面と想定しておりますが、現地の適正な在庫レベルに向け出荷を進めることで前年並みの売上高を見込んでおります。欧州は当社グループのプレゼンスが高いプロ向けマーケットを中心に増収を見込んでおります。限定販売を開始した電動モアを足掛かりに、プロ向け電動商品の展開を加速させ、環境に優しい商品の拡充を進めてまいります。アジアは、タイの連結子会社IST Farm Machinery社などによる販売網強化の推進や、当期より

タイ市場にて販売を開始したインド製低価格小型トラクタの拡販などにより増収を見込んでおります。

収益面では、原材料価格高騰に伴う収益圧迫はあるものの、増収及び価格改定による売上総利益の増加に加え、構造改革と経営効率化の更なる取り組みにより増収を見込んでおります。

なお、上記仮定に変化が生じた場合は、将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

【連結業績予想】 2023年12月期

売上高	1,765億円
営業利益	45億円
経常利益	40億円
親会社株主に帰属する当期純利益	26億円

(2) 対処すべき課題

当社グループは今日まで「農家を過酷な労働から解放したい」という創業の精神を連綿と受け継ぎ、2025年には創立100年を迎えます。2026年以降の次の100年においても、当社グループが農家に最も寄り添う存在であり続けるために、2021年に策定した5か年の中期経営計画で礎づくりを実行し飛躍を果たします。

当社グループの基本理念は、『お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供』を通じ豊かな社会の実現へ貢献する』としています。また、中期経営計画において長期ビジョンを『「食と農と大地」のソリューションカンパニー』とし、その達成に向けた基本戦略を①ベストソリューションの提供、②収益とガバナンス強化による企業価値向上、の2つとしました。基本戦略に沿った施策を着実に遂行し、「食」と「農」と「大地」に関連する課題を解決するとともに、新たな価値を創造するソリューションカンパニーを目指してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の長期化やロシア・ウクライナ問題をはじめとする地政学リスクの高まりなどにより大きく変化しており、先行き不透明な状況が続いております。一方で食料の安定供給や食料自給率の向上など食への関心の高まりもあり、食を支える農業や、人々の暮らしを支える景観整備事業はエッセンシャルビジネスとして重要度が再認識されております。これらを支える当社グループは、今後もなくてはならない企業であり続けるために、中期経営計画に沿った取り組みを着実に遂行し、企業価値向上に努めてまいります。当期における中期経営計画の進捗は、まず海外売上高については中期経営計画を上回って推移しており、前期に続き過去最高の売上高を更新しました。また、構造改革や経営効率化の一環として、開発・生産製品の選択と集中や、海外向け製品の一部を海外生産子会社であるPT. ISEKIインドネシアに生産移管することで、収益性の改善を図っております。国内では、有機農業への取り組みの進展や、大型・スマート農機の商品開発および営業戦略の展開に引き続き注力しております。また、ガバナンスの強化に向けても、取締役の報酬制度改正やESG委員会の設置など取り組みを進めております。

今後も2025年の創立100年に向けて変革に邁進してまいります。

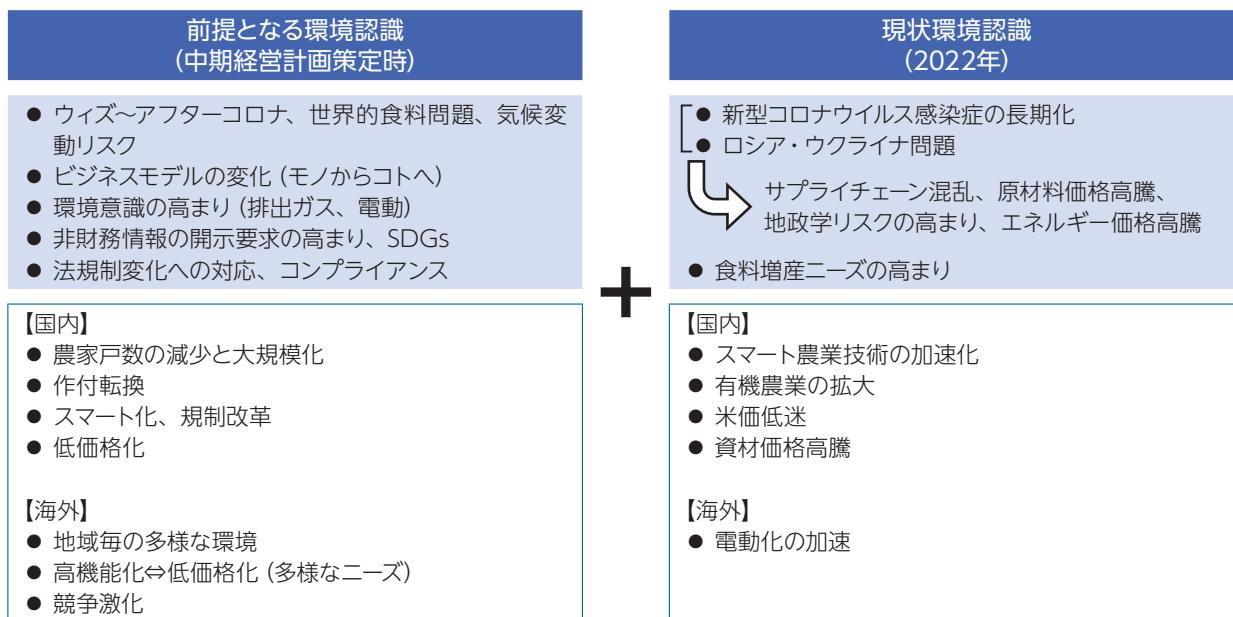
株主のみなさまにおかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画（2021年～2025年）

■事業環境と課題

当社グループを取り巻く事業環境は目まぐるしく変化しております。中期経営計画策定時の環境認識に加え、新型コロナウイルス感染拡大によるサプライチェーンの混乱や原材料価格の高騰、またロシア・ウクライナ問題をはじめとした地政学リスクの高まりによるこれらの影響増幅や、エネルギー価格の高騰など先行き不透明な状況が続いております。

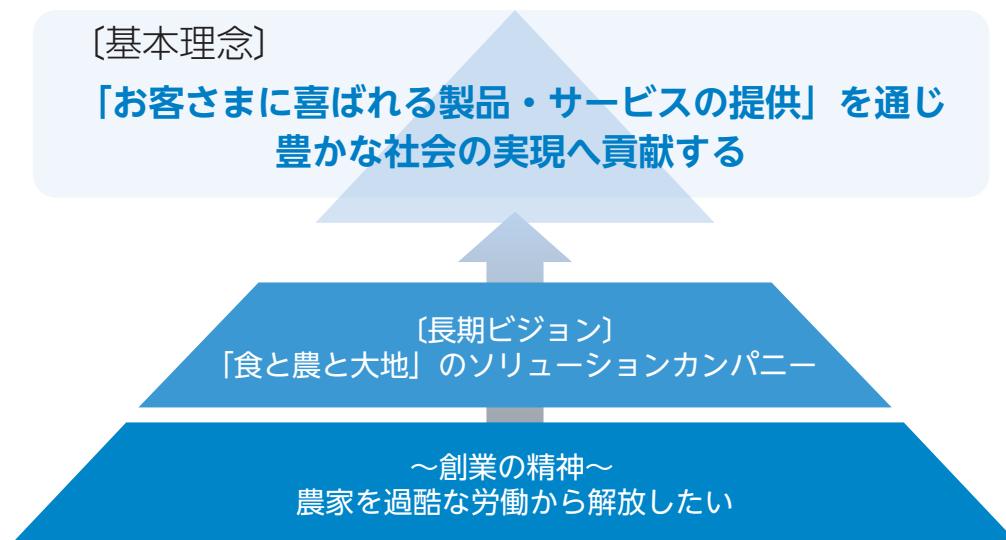
上記の環境認識のもと、当社グループは①需要、ニーズ変化への対応②財務体質改善・収益拡大③ESGへの取り組み強化④技術革新の実現を経営課題と認識し、長期ビジョンの実現に向けて各種施策を推し進めてまいります。



■基本理念（パーパス）

当社グループが次の100年に向けて目指す基本理念は「『お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供』を通じ豊かな社会の実現へ貢献する」としています。

製品の提供だけでなくサービス（情報・コト・機能など）にも注力し、お客さまに喜ばれる井関として活動を続けてまいります。



■当社グループの目指すもの

当社グループの長期ビジョンは、「『食と農と大地』のソリューションカンパニー」
 ～夢ある農業と美しい景観を支え、持続可能な「食と農と大地」の未来を創造する～
 としています。

「農」は「食」と「大地」を守り、豊かな「人・社会」を実現しています。その「農」と「農家」を支えるのが当社グループであり、これらに関連する課題を解決していく企業であり続けたいという想いです。

事業環境が大きく変化の中で、農業機械総合専門メーカーとして培ってきた知見、経験などをコアに社会課題を解決し、新たな価値を創造するソリューションカンパニーを目指し、7つの誓いを胸に変革してまいります。

【長期ビジョン】

「食と農と大地」のソリューションカンパニー

～ 夢ある農業と美しい景観を支え、持続可能な「食と農と大地」の未来を創造する ～



・井関グループが事業を通じて実現するSDGs

持続可能な社会の実現に向けて

- ✓ 農業の強靱化を応援
- ✓ 住みよい村や街の景観整備
- ✓ 循環型社会を目指す環境保全



【キーワード】

変革

「次の100年に向けて…」

【当社グループの7つの誓い】

1. Spirit …… 創業の志を受け継ぎ、食と農と大地に向き合い、ともに歩む
2. Front runner …… フロントランナーとして、画期的な製品・サービスを生み出す
3. Quality …… 上質な製品を、情熱をもって作る
4. Solution …… お客さまの課題解決を目指し、アクションを起こす
5. Innovation …… 先端技術でイノベーションを巻き起こし、新しい価値を提供する
6. Global …… よりグローバルに、世界の社会課題を解決する
7. Future …… 食と農と大地の明日を、未来を切り拓く

■基本戦略の進捗

当社グループは長期ビジョンの達成に向けた中期経営計画の基本戦略を

- ① ベストソリューションの提供
 - ② 収益とガバナンス強化による企業価値向上
- の2つとしております。

【基本戦略と取り組みの方向性】

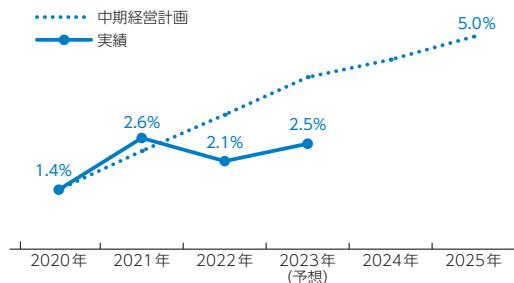


数値目標

当社グループでは、中期経営計画の数値目標を「2025年までに連結営業利益率5%」とし取り組みを進めております。売上高に左右されることなく、収益を確実に上げられる筋肉質な会社を目指してまいります。

中期経営計画の初年度である2021年実績は計画を達成しましたが、当期実績及び次期予想につきましては、売上高は計画を上回って推移しているものの、収益面では原材料価格高騰が影響し厳しい状況が続いております。中期経営計画の軌道へ早期に回復できるよう、取り組みを着実に遂行してまいります。

【連結営業利益率推移】



【基本戦略①】ベストソリューションの提供（お客さまに向けて）

・海外事業の拡大

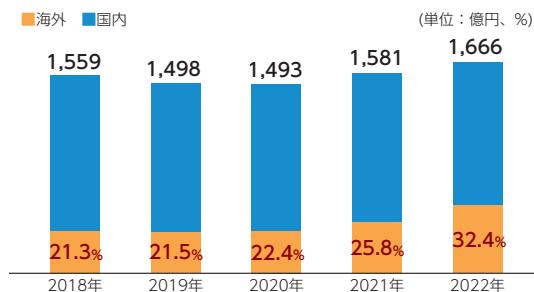
当期の海外売上高は前期に続き過去最高を更新し、海外売上高比率も32.4%と上昇しました。特に欧州市場の売上高は、前期拡大した個人ユーザー層向けが引き続き堅調であったことに加え、プロ向けの景観整備商材も増加しました。また、現地販売代理店のISEKドイツを連結子会社化したことによる増加もあり好調でした。欧州市場は環境性能を重視した製品のニーズがますます高まっている地域です。このニーズに対し、当期より電動モーターの限定販売を開始しました。今後は顧客評価等を得ながら本格投入に向けた準備を着実に進めてまいります。

・国内事業の展開

日本農業においては、農業の環境負荷低減と生産基盤強化を目指す政府方針「みどりの食料システム戦略」が展開されております。化学農業使用量の低減や有機農業の取り組み面積割合拡大などの2050年までに目指す姿と2030年における中間目標が示されており、有機農業を軸とした環境保全型農業への積極的転換が求められております。そのような中、当社グループは環境保全型スマート農業の普及促進において、自治体・民間企業との連携を進めております。その中でも、農業を使用せず水田における雑草の成長抑制に資する「アイガモロボ」を開発する有機米デザイン社と、出資業務提携をしました。「アイガモロボ」は、当期200か所以上で実証実験を実施し、結果を踏まえて仕様の見直しも行いました。次期から本格販売を開始し有機農業の推進に取り組んでまいります。

また、農業の大規模化やスマート農業化など農業構造の変化が加速している中、これらの市場に向けた商品開発および営業戦略の展開に引き続き注力してまいります。大型農機については、大規模生産者向け高性能・高耐久「ALL Japanシリーズ」を軸として、拡販を図ってまいります。スマート農機については、GPSを活用した直進アシスト仕様の実装が進んでおります。当期においてもトラクタで同仕様の新商品を投入しました。今後もスマート農機の販売拡大に努めてまいります。サービス面でも、従来より実施している大型整備拠点の拡充や大規模農家のニーズに応える教育など引き続き強化していくことに加え、サービスの概念を「情報」にも広げてまいります。現在、デジタル技術を導入した新しい農業は着実に進化しています。これを広めていくことも当社グループの役割と考えております。スマート農機から得られたデータを活用する新しい営業サービスや商品開発を展開するなど、トータルICTソリューションによりビジネスモデルの進化を図ってまいります。

【連結売上高推移】



【基本戦略②】収益とガバナンス強化による企業価値向上（株主、取引先、従業員に向けて）

・最適生産体制構築

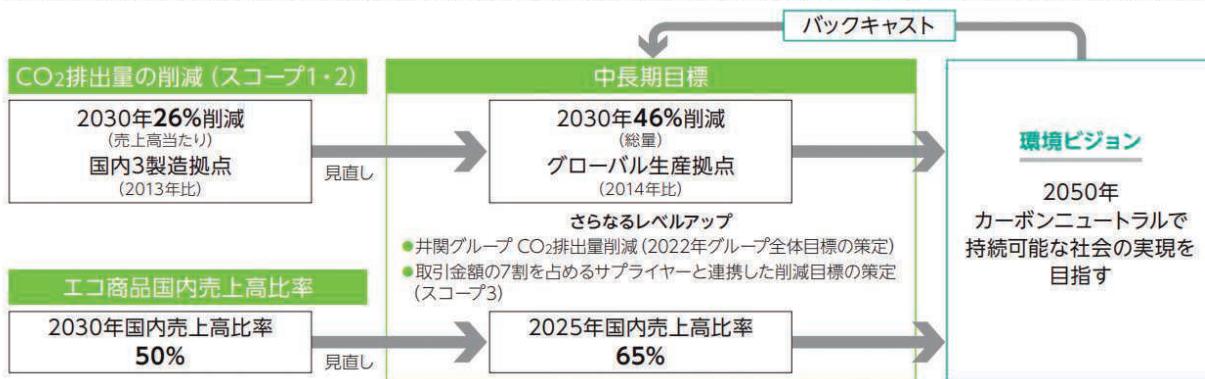
当社グループの課題である収益性については、特に国内外製造所の最適生産体制の構築を重点施策として進めております。これにより、グループ人材の最適配置および設備を有効活用し生産性の向上を図り、売上高に左右されることなく収益を確実に上げられる筋肉質への体質転換を進めてまいります。

当期においては、最適生産体制構築の一環として、海外生産子会社であるPT. ISEKIインドネシアに日本で生産していた海外製品の一部を生産移管しました。PT. ISEKIインドネシアは2014年に北米向けトラクタの生産開始以降、アセアン向け、欧州向け等の機種拡充及び生産台数の増加が続いております。海外事業拡大及び生産移管による生産台数増加への対応として、新建屋の増築を2023年3月完成予定で進めております。このPT. ISEKIインドネシアでの取り組みを足掛かりに、グローバルベースでの最適生産体制構築を加速させ、収益性の改善を図ってまいります。

・環境への取り組み

当社グループは、脱炭素社会と循環型社会の実現を重要課題のひとつと位置付け、環境方針を定め環境経営を実践しております。昨今の気候変動をはじめ、脱炭素社会の実現が求められる中、本年新たに環境ビジョンを策定し、従来の環境基本方針・環境中長期目標を見直しました。今後も取り組みを一層活発化させ、持続可能な社会の実現を目指してまいります。また同時に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言にも賛同しました。TCFDに沿った情報を開示してまいります。

環境中長期目標（2022年～）



※グローバル生産拠点：井関松山製造所、井関熊本製造所、井関新潟製造所、井関重信製作所、PT.ISEKIインドネシア

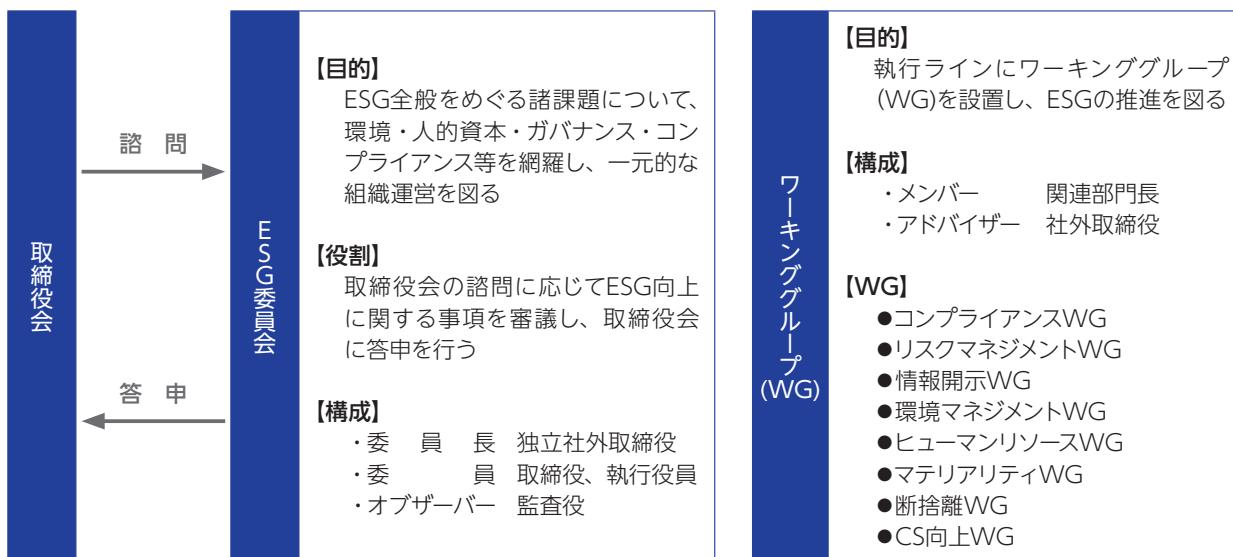
※対象拠点見直しに伴いPT.ISEKIインドネシアの実績が把握できる2014年を基準に設定しました。

・ガバナンスの強化に向けた対応

ガバナンスの強化については、取締役の選解任に関する株主総会議案の提案、執行役員を選任・解任、代表取締役の選定・解職等指名に関する事項に加え、取締役及び執行役員の報酬における取締役会の諮問機関として、代表取締役2名及び独立社外取締役3名で構成する「指名報酬委員会」（委員長：独立社外取締役）を設置しております。

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」により構成されていましたが、2022年度より「固定報酬」、「賞与」について、「基本報酬(金銭)」、「業績連動・評価報酬(金銭)」に見直すとともに、「株式報酬型ストックオプション」の報酬制度を廃止し、新たに信託を用いた「業績連動型株式報酬」を導入しました。取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、取締役会の機能のさらなる向上を目的とした取締役会実効性評価の実施など、取り組みを進めております。

重要課題（マテリアリティ）解決のための取り組みは、当社グループのESG向上に関する取締役会の諮問機関として、取締役、執行役員で構成し、独立社外取締役を委員長とする「ESG委員会」において進捗を管理しております。委員会は原則として毎月開催し、気候変動への対応や人権の尊重、従業員の健康をはじめとするグループ全体のESGに関する取り組みについてリスクと成長機会の観点から検討・審議を行っております。また、委員会にて審議した内容は取締役会に答申し、基本方針・マテリアリティその他重要な事項については、取締役会において審議・決定する仕組みとすることで、経営陣の関与強化を図っております。加えて、ESGに係る8つのワーキンググループを設置し活動を進めております。これら取り組みにより、当社グループの更なるESG向上を図ってまいります。

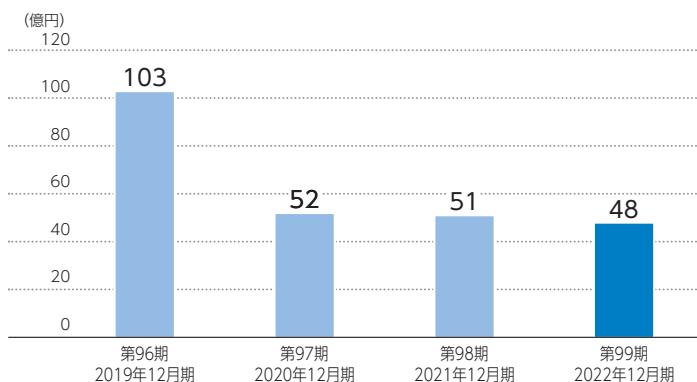


(3) 設備投資および資金調達の状況

① 設備投資の状況

主に国内農業市場の変化への対応強化を図るための投資（大規模営業拠点の整備、整備センターの大型化等）や、新機種立上り設備、生産設備の更新、合理化・省力化および省資源・省エネルギー化に対する設備のための投資を中心として、総額4,834百万円（有形固定資産受入ベース）の設備投資を実施しました。

設備投資の推移



PT. ISEKIインドネシア新建屋 (イメージ)



同新建屋内

② 資金調達の状況

金融機関からの相対借入による長期借入金のほか、シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約により資金調達を実施しました。

(4) 主要な事業内容

事業	内容
農業関連事業 開発部門 製造部門	主に当社で農業機械の開発、設計を行っております。 (株)井関松山製造所、(株)井関熊本製造所、(株)井関新潟製造所、PT. ISEKI INDONESIA(ほか2社ならびに東風井関農業機械有限公司で農業機械の製造ならびに部品加工等を行っております。
販売部門	国内は、販売子会社9社ならびに販売提携先を通じて販売しております。 海外は、ISEKI France S.A.S.、Iseki-Maschinen GmbH、IST Farm Machinery Co.,Ltd.、東風井関農業機械有限公司ならびに現地販売代理店、販売提携先等を通じて販売しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

		第96期 2019年12月期	第97期 2020年12月期	第98期 2021年12月期	第99期 2022年12月期
売上高	(百万円)	149,899	149,304	158,192	166,629
営業利益	(百万円)	2,745	2,084	4,147	3,534
経常利益	(百万円)	1,108	1,702	4,687	3,762
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は純損失)	(百万円)	723	△5,641	3,196	4,119
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	(円)	32.01	△249.58	141.40	182.14
総資産	(百万円)	197,511	187,428	187,684	206,491
純資産	(百万円)	69,252	62,419	66,561	72,345

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(ご参考)

		第96期 2019年12月期	第97期 2020年12月期	第98期 2021年12月期	第99期 2022年12月期
海外売上高比率	(%)	21.5	22.4	25.8	32.4

(6) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,454名	+83名

(注) 従業員数は就業人員数で記載しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	8,837百万円
農林中央金庫	4,135
三井住友信託銀行株式会社	3,481
株式会社伊予銀行	2,905
シンジケートローン	9,400

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社中セキ北海道	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ東北	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ関東甲信越	90	100.0	農業用機械器具の販売
群馬中セキ販売株式会社	45	46.7	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ関西中部	81	100.0	農業用機械器具の販売
三重中セキ販売株式会社	40	49.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ中四国	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社中セキ九州	90	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社ISEKIアグリ	80	100.0	農業用機械器具の販売
ISEKI France S.A.S.	(千ユーロ) 1,500	100.0	農業用機械器具の販売
Iseki-Maschinen GmbH	(千ユーロ) 4,050	40.0	農業用機械器具の販売
IST Farm Machinery Co.,Ltd.	(千タイバツ) 474,338	100.0	農業用機械器具の販売
株式会社井関松山製造所	90	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関熊本製造所	80	100.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関新潟製造所	90	100.0	農業用機械器具の製造
PT. ISEKI INDONESIA	(千米ドル) 18,750	95.0	農業用機械器具の製造
株式会社井関重信製作所	80	0.0	農業用機械器具の製造
北日本床土株式会社	10	0.0	培土の製造、販売
株式会社井関物流	20	100.0	貨物運送取扱業
株式会社ISEKIトータルライフサービス	80	100.0	生活関連商品の販売、厨房機器の販売、 建築物の設計、施工

- (注) 1. 株式会社井関重信製作所は、株式会社井関松山製造所の100%子会社で、連結対象会社であります。
2. 北日本床土株式会社は、株式会社中セキ北海道の100%子会社で、連結対象会社であります。
3. IST Farm Machinery Co.,Ltd.は、2022年3月31日付で出資比率を変更いたしました。
4. Iseki-Maschinen GmbHは、2022年8月9日付で当社の出資比率が増加したことにより連結子会社となりました。
5. ISEKI (THAILAND) CO.,LTD.は、2022年12月1日付をもって清算を結了しております。
6. 株式会社井関松山ファクトリーは、2022年5月30日付をもって清算を結了しております。

(9) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	愛媛県松山市	新潟事業所	新潟県三条市
本社事務所	東京都荒川区	つくばみらい事業所	茨城県つくばみらい市
砥部事業所	愛媛県伊予郡	茨城センター	茨城県稲敷郡
熊本事業所	熊本県上益城郡	関西事業所（インプル）	滋賀県近江八幡市

② 子会社

名称	所在地	名称	所在地
株式会社中セキ北海道	北海道岩見沢市	IST Farm Machinery Co.,Ltd.	タイ パトゥムターニー県
株式会社中セキ東北	宮城県岩沼市	株式会社井関松山製造所	愛媛県松山市
株式会社中セキ関東甲信越	茨城県稲敷郡	株式会社井関熊本製造所	熊本県上益城郡
群馬中セキ販売株式会社	群馬県前橋市	株式会社井関新潟製造所	新潟県三条市
株式会社中セキ関西中部	愛知県安城市	PT. ISEKI INDONESIA	インドネシア 東ジャワ州 パスルアン県
三重中セキ販売株式会社	三重県津市	株式会社井関重信製作所	愛媛県東温市
株式会社中セキ中四国	広島県東広島市	北日本床土株式会社	北海道上川郡
株式会社中セキ九州	熊本県上益城郡	株式会社井関物流	愛媛県松山市
株式会社ISEKIアグリ	東京都荒川区	株式会社ISEKIトータルライフサービス	東京都荒川区
ISEKI France S.A.S.	フランス ピュイドーム県 オーピエール市		
Iseki-Maschinen GmbH	ドイツ ノルトライン=ヴェストファーレン州		

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 69,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,872,447株 (自己株式112,546株を除く)
 (3) 株主数 19,207名
 (4) 大株主 (上位10名)

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,299,300株	10.05%
株式会社みずほ銀行	1,070,800	4.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,056,800	4.62
オセキ株式保有会	906,894	3.96
農林中央金庫	868,785	3.79
三井住友信託銀行株式会社	800,000	3.49
井関営業・販社グループ社員持株会	666,600	2.91
株式会社伊予銀行	580,042	2.53
損害保険ジャパン株式会社	434,500	1.89
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	398,792	1.74

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式255,800株は、含まれておりません。

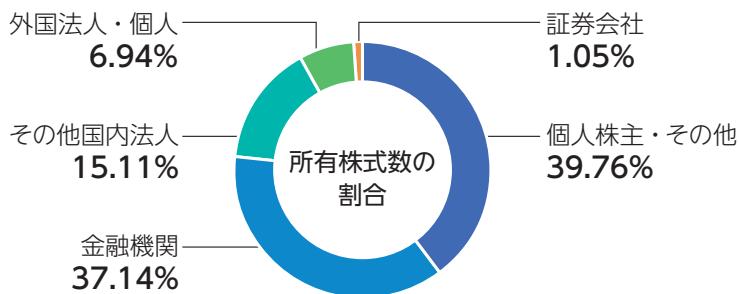
(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

所有者別株式分布数(ご参考)

発行済株式の総数22,872,447株
 (自己株式112,546株を除く)

内 訳	所有株式数	所有株式数の割合
個人株主・その他	9,093,832株	39.76%
金融機関	8,494,512	37.14
その他国内法人	3,456,294	15.11
外国法人・個人	1,588,345	6.94
証券会社	239,464	1.05



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日ににおける当社役員が有する新株予約権の状況

2014年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権
(井関農機株式会社新株予約権2014年)

- 新株予約権の払込金額

1株あたり2,290円

(注) 2017年7月1日付にて実施した株式併合(10株を1株に併合)に伴い、払込金額は1株あたり2,061円増加しています。

- 新株予約権の行使価額

1株あたり10円

(注) 2017年7月1日付にて実施した株式併合(10株を1株に併合)に伴い、行使価額は1株あたり9円増加しています。

- 新株予約権の行使期間

2014年8月26日～2039年8月25日

- 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、割当日後3年間は新株予約権を行使することができません。

ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位も喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができます。

その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

- 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	0個	0株	0名
監査役 (非常勤監査役を除く)	19個	1,900株	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
富安 司 郎	代表取締役社長執行役員	—
小田切 元	代表取締役専務執行役員 開発製造本部長	—
縄田 幸 夫	取締役常務執行役員 営業本部長	—
深見 雅 之	取締役常務執行役員 人事、総合企画、IR・広報担当、コンプライアンス副担当	—
神野 修 一	取締役執行役員 財務、IT企画担当	—
谷 一 哉	取締役執行役員 海外営業本部長	—
岩崎 淳	取締役 取締役会議長、指名報酬委員会委員長、 ESG委員会委員長	社外 独立 岩崎公認会計士事務所所長公認会計士
田中 省 二	取締役	社外 独立 中央通り法律事務所所長弁護士
中山 和 夫	取締役	社外 独立 —
木元 誠 剛	常勤監査役	社外 —
町田 正 人	常勤監査役	—
元川 靖 英	常勤監査役	社外 —
白石 幸 人	常勤監査役	社外 —
平 真 美	監査役	社外 独立 税理士法人早川・平会計パートナー 公認会計士・税理士 スズデン株式会社社外取締役監査等委員 株式会社FOOD&LIFE COMPANIES 社外取締役監査等委員

(注) 1. 取締役岩崎淳氏、取締役田中省二氏および取締役中山和夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 常勤監査役木元誠剛氏、常勤監査役元川靖英氏、常勤監査役白石幸人氏および監査役平真美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、平真美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 監査役平真美氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 取締役岩崎淳氏は、2022年3月30日付で取締役会の議長、2020年3月25日付で指名報酬委員会の委員長、2022年8月10日付でESG委員会の委員長にそれぞれ選定されました。
- 取締役岩崎淳氏は、2022年6月24日開催の日本ハム株式会社第77回定時株主総会終結の時をもって、同社社外取締役を任期満了により退任いたしました。
- 取締役岩崎淳氏は、2022年6月24日開催のオリンパス株式会社2022年3月期定時株主総会終結の時をもって、同社社外取締役を任期満了により退任いたしました。
- 取締役神野修一氏は、事業年度末日後の2023年1月1日付で当社取締役常務執行役員に就任いたしました。
- 2022年3月30日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって、菊池昭夫氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)	
		基本報酬	業績連動報酬等			退職慰労金
			金銭報酬	非金銭報酬		
取締役(社外取締役除く)	162	126	36	—	7	
社外取締役	37	37	—	—	3	
監査役(社外監査役除く)	16	16	—	—	1	
社外監査役	57	57	—	—	4	

- (注) 1. 2022年12月末現在の取締役は9名、監査役は5名であります。上記取締役の支給人員と相違しておりますのは、2022年3月30日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任した菊池昭夫氏が含まれているためであります。
2. 当社の役員の報酬のうち取締役の金銭報酬額については、2022年3月30日開催第98期定時株主総会において決議された範囲内(年額3億6,000万円以内(うち社外取締役の報酬は年額4,200万円以内)当該株主総会終結時点の取締役の数は9名(うち社外取締役3名))であります。非金銭報酬である業績連動型株式報酬については、2022年3月30日開催第98期定時株主総会において決議された範囲内(「取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項」【当該方針の内容の概要】に記載のとおり)(当該株主総会終結時点の対象取締役の数は社外取締役を除く取締役6名)であります。また、監査役の報酬額については、2009年6月26日開催第85期定時株主総会において決議された範囲内(月額800万円以内。当該株主総会終結時点の監査役は4名。)であります。
3. 業績連動報酬等(金銭)の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社グループの連結営業利益率であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの事業内容に照らし本業の業績を端的に示すためであります。なお、上記業績連動報酬等(金銭)の額の算定に用いた業績指数に関する実績は2.6%であります。
4. 業績連動報酬等(金銭)の算定方法は、業績連動部分については、中期経営計画における各年度の計画数値目標である連結営業利益率を用い、業績連動・評価報酬の全体の1/2(報酬総額の15%)を全支給対象者一律の支給率で支給します。また、算定時の連結営業利益率は、小数点第二位を四捨五入した数値とします。
- ・支給額の算定式
 支給額=役員別基礎金額×業績連動係数(※)
 (※)業績連動係数=20.0×連結営業利益率
 業績連動係数の上限は1.2、下限は0.0とします。
- 評価部分については、取締役個別に経営課題に基づいて予め設定する指標・目標等の達成状況に応じ、業績連動・評価報酬の全体の1/2相当(報酬総額の15%)を支給します。

②取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

【当該方針の決定の方法】

社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会が審議し、取締役会の決議により決定しております。

【当該方針の内容の概要】

(基本方針)

「お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供」を通じ豊かな社会の実現へ貢献する、という当社の目的・基本理念の実現に向け、井関グループを「変革」し、当社を持続的成長に導き、中長期的な企業価値向上を図ることが経営陣の責務であります。その責務を果たすべく、経営陣の報酬と中長期を含む業績及び株主価値との連動性を明確にし、報酬を健全なインセンティブとして機能させる制度とすることを当社の取締役の報酬の基本方針としております。

(取締役の報酬の概要)

この基本方針に基づき、当社の取締役の報酬は、「基本報酬（金銭）」「業績連動・評価報酬（金銭）」「業績連動型株式報酬」で構成することとしており、その割合については、基本報酬：業績連動・評価報酬：業績連動型株式報酬＝6：3：1を目安としております。うち、社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬（月額報酬）のみで構成することとしております。また、報酬全体の水準については、業界あるいは同規模の他社の水準を勘案して決定しております。なお、基本報酬および業績連動・評価報酬の合計額は、2022年3月30日開催第98期定時株主総会において決議された範囲内（年額3億6,000万円以内）となるようにしております。

基本報酬は、各取締役の職責等を勘案して決定した額を、毎月支給することとしております。

業績連動・評価報酬は、事業年度ごとの業績指標の水準および取締役個別に経営課題に基づいて予め設定する指標・目標等の達成状況に応じて決定した額を、毎年1回支給することとしております。

業績連動型株式報酬は、株式交付信託制度に基づく報酬であり、2022年3月30日開催の第98期定時株主総会において決議された範囲内（2022年12月末日に終了する事業年度から2025年12月末日に終了する事業年度まで対象期間4年間において、取締役（社外取締役を除く）に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の合計の上限148百万円）で、取締役会で定める株式交付規程に基づき、事業年度ごとに各取締役に付与されるポイントの数に応じて、原則として取締役の退任時に当社株式を交付することとしております。なお、このうち一定の割合の当社株式については、売却換金したうえで金銭として支給することとしております。

取締役の個人別の報酬は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名報酬委員会」での審議を踏まえ、同委員会による答申に基づき、最終的には、取締役会にて決議されることとしております。

【当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由】

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役岩崎淳氏は、日本ハム株式会社の社外取締役を兼務しておりましたが、2022年6月24日をもって退任しております。なお、日本ハム株式会社と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございませんでした。

取締役岩崎淳氏は、オリンパス株式会社の社外取締役を兼務しておりましたが、2022年6月24日をもって退任しております。なお、オリンパス株式会社と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございませんでした。

取締役岩崎淳氏が所長を務めている岩崎公認会計士事務所と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

取締役田中省二氏が所長を務めている中央通り法律事務所と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

監査役平真美氏がパートナーを務めている税理士法人早川・平会計ならびに社外取締役を務めているスズデン株式会社および株式会社FOOD&LIFE COMPANIESと当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はございません。

② 当事業年度における社外役員の活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	主な活動状況
取締役 (独立役員)	岩崎 淳	100% (20回/20回)	—	100% (8回/8回)	当初の期待どおり、公認会計士としての専門的な見地および経験に基づき、当社の取締役会等において、有益な助言を適宜行っています。また、取締役会の議長、指名報酬委員会およびESG委員会の委員長を務め、重要な役割を果たしております。
取締役 (独立役員)	田中 省二	100% (20回/20回)	—	100% (8回/8回)	当初の期待どおり、弁護士としての専門的な見地および経験に基づき、当社の取締役会等において、有益な助言を適宜行っています。また、指名報酬委員会やESG委員会の委員を務め、重要な役割を果たしております。
取締役 (独立役員)	中山 和夫	100% (20回/20回)	—	100% (8回/8回)	当初の期待どおり、総合商社等において経営に携わった経験のほか、海外事業や食糧事業部門での経験・専門的知識に基づき、当社の取締役会において、有益な助言を適宜行っています。また、指名報酬委員会やESG委員会の委員を務め、重要な役割を果たしております。

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	指名報酬委員会 出席状況	主な活動状況
監査役	木元 誠剛	100% (20回/20回)	100% (14回/14回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、金融における高い見識に基づき、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監査役	元川 靖英	100% (20回/20回)	100% (14回/14回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、金融における高い見識に基づき、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監査役	白石 幸人	100% (20回/20回)	100% (14回/14回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、農林水産業および監査・内部統制分野における高い知識や経験に基づき、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監査役 (独立役員)	平 真美	100% (20回/20回)	100% (14回/14回)	—	当初の期待どおり、取締役会および監査役会に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役の職務執行の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

取締役岩崎淳氏、田中省二氏、中山和夫氏および監査役平真美氏との間で会社法第427条第1項ならびに当社定款第27条第2項および第35条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。

ただし、違法な利益・便宜供与を得た場合、故意の法令違反や犯罪行為の場合、保険期間の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を認識していた場合等、一定の免責事由があります。

被保険者の範囲は以下のとおりであります。

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職または監督者としての地位にある従業員等なお、その保険料については全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

77百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

85百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」に関する助言業務を依頼し、対価を支払っております。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 井関グループ倫理行動規範および倫理規程をコンプライアンス体制の基本とし、教育・研修等を通じてグループ全員に周知・徹底する。
- イ. コンプライアンスに係る通報体制として制定した井関グループ内部通報制度（倫理ホットライン）を、内部通報制度運用規程に基づき、運用する。
- ウ. コンプライアンスについては、コンプライアンス担当役員が統括管理し、ESG推進に係るコンプライアンスワーキンググループが中心となって徹底を図る。また、その状況について、全取締役・執行役員が出席するESG委員会に報告し、協議する。
- エ. 内部監査部において、コンプライアンス実施状況を監査し、監査結果を取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告し、協議する。
- オ. 取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したときは、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告する。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議する。
- カ. 反社会的勢力やそれらの団体に対しては、井関グループ倫理行動規範に示した行動指針に基づき、一切の関係を遮断する。また反社会的勢力の排除に向け、反社会的勢力対応規程に基づき、体制の整備と活動を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ア. 取締役会議事録や稟議書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程および文書規程に基づき、当該情報の性質（機密性・重要性）に応じた的確に保存・管理する。また、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- イ. 情報資産の適切な維持・管理を図るため、電子情報のセキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備・運用する。
- ウ. 個人情報情報を法令および個人情報取扱規程に基づき、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 総合企画部を主管部とし、リスク管理規程に従い、リスクの総合管理を行う。同部においては当社グループを取り巻くリスクの洗い出し・評価を実施し、適切な対策を講じる。
- イ. 取締役および使用人は、重大なリスクを認識したときは、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、権限規程・業務分掌規程等の諸規程、予算制度、人事管理制度等を整備して、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- イ. 取締役の職務の執行に関する重要事項については、取締役会において多面的な検討を行う。
- ウ. 取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化のため、代表取締役社長は、社外取締役と定期的な面談の機会を持ち、情報・意見交換を行う。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、グループ全社に係る業務の適正性・効率性を確保するため、販売会社管理規程および関連会社管理規程を基礎として、グループ各社で諸規程を整備させ、連携体制の強化を図る。
経営管理については、販売会社管理規程および関連会社管理規程に従い、経営上の重要事項に関する承認および業務執行状況・財務状況の定期的な報告および協議等により、グループ会社の経営の管理を行う。
- イ. リスクの認識およびコンプライアンス違反発生時には、グループ会社は直ちに業務主管部に通知し、業務主管部は適切に対処する。
- ウ. 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、体制を整備し、有効性を評価し、改善等を行う。
- エ. 内部監査部は定期的・不定期に内部統制監査を実施し、重要事項については取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告・協議を行う。
- オ. 当社からの経営管理・経営指導等の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、グループ会社はその旨を業務主管部もしくは監査役またはESG委員会に報告する。
- カ. 重大な法令違反等について、業務主管部は、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告する。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- イ. 当該使用人の任命、異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。
- ウ. 当該使用人は、監査役の専属とし、他の部署を兼務しない。

⑦ 監査役への報告に関する体制、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 当社の取締役および内部監査部その他使用人並びに子会社の取締役、使用人またはこれらの者より報告を受けた者（以下、これらを総称して「取締役および使用人等」という。）は、重大な法令違反等や重大なリスクを認識したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

- イ. 取締役および使用人等は、当社およびグループ会社の業務または業績に関する重要な事項について適宜当社の監査役に報告する。
- ウ. 監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。
- エ. 取締役および使用人等が上記に定める報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ 監査役職務執行について生じる費用または債務の処理に係る事項

監査役職務執行について生じる費用または債務については、監査役からの請求により遅滞なく前払いまたは精算する。

⑨ その他監査役職務執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 代表取締役社長は、監査役と定期的に面談の機会を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について情報・意見交換を行う。
- イ. 監査役が会計監査人および内部監査部と定期的に会合を開催し、監査状況等の報告を受け、意見交換を行うなど、緊密に連携を図ることのできる環境を整備する。
- ウ. 監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、ESG委員会などの会議に出席し意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- エ. 監査役は、当社グループのコンプライアンス体制および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役、担当役員もしくは業務主管部に意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

井関グループ全員が守らなければならない基本理念、行動規範を倫理規程に定め、小冊子 井関グループ倫理行動規範をグループ全員に配布しております。また、年4回発行のコンプライアンスNEWSや事例集を用いて職場での啓蒙活動や周知に努めております。

コンプライアンスに係る通報体制は、2021年に井関グループ内部通報制度（倫理ホットライン）を見直し、独立した第三者機関の通報窓口設置等の整備を図りました。当該制度のポスターを各事業所に掲示し、グループ全員に利用方法を周知し、制度の普及促進を図っております。

コンプライアンスの徹底については、ESG推進に係るコンプライアンスワーキンググループが中心となって研修を継続的に行っており、推進状況を毎月開催するESG委員会でご全取締役・執行役員・監査役に報告し、協議しております。

コンプライアンス実施状況について、内部監査部は、監査計画に基づき監査を行い、監査結果を取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告し、協議しております。

重大な法令違反を発見・発生した場合は、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告します。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議しております。

反社会的勢力・団体とは一切関係を持たず、いかなる名目であれ、経済的利益・便宜・特典等の供与は行わな

いことを井関グループ倫理行動規範のなかで明記し、総務部を対応総括部署として、事案により関係部門と協議し対応しております。

② 情報の保存および管理に関する体制の運用状況

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書類等は、取締役会規程、経営会議規程、稟議規程、文書規程に則り、保存および管理についての確に定めており、主管部門にて一元的に保存整備され、閲覧権限に従い検索できるよう管理しております。

情報資産については、電子情報のセキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備・運用することで、維持・管理を図っております。

個人情報については、法令および個人情報取扱規程に基づき、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

リスク管理規程に従い、総合企画部が主管となり、井関グループに損失または不利益を与えうる要因（リスク）を極小化するため、リスクマネジメントワーキンググループを定期的で開催し、リスクの洗い出しおよび評価を行い、予見されるリスクに対し、被害の大小・頻度の高低を再評価し、その対応状況について検討しております。

リスクへの対応の評価およびフォローすべきリスクについては、ESG委員会で全取締役・執行役員・監査役に定期的に報告を行っております。

重大なリスクを認識したときは、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

事業を円滑かつ効率的に遂行するため業務分掌規程にて業務分掌を明確にし、業務の組織的かつ適正な運営を図るため権限規程および職制規程にて職務権限の基準を明確にしております。

また、予算管理規程にて予算管理制度を定めており、経営方針に基づく各部門の目標を計数化し予実差異分析と対策立案を行い、部門の経営活動の成果とその責任を明らかにしております。

取締役の職務執行に関する重要事項は、取締役会で多面的に検討・審議を行っております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

グループ全社に係る業務の適正性・効率性を確保するため、グループ各社の規程整備状況を確認しております。販売会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、事業計画、決算方針・報告等の経営上の重要事項に関する承認、月次業績報告書・決算財務諸表等の報告を実施し、子会社の経営管理を行っております。

リスクの認識およびコンプライアンス違反発生時には、グループ会社から直ちに当社業務主管部に報告され、当社業務主管部は、適切に対処しております。

また、グループ各社は、官公庁が立入調査する際にはこれに協力するとともに、立入時と調査結果受領時には、当社業務主管部および内部監査部を通じ、代表取締役社長および監査役に報告する体制を整えております。

金融商品取引法における内部統制の評価は、内部監査部が監査対象部門・子会社について監査を実施し、重

要事項については取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告し、協議しております。

重大な法令違反等については、業務主管部は、直ちに取締役会、代表取締役社長、社外取締役および監査役に報告しております。併せてその内容をESG委員会に報告し、協議しております。

⑥ 監査役職務を補助する使用人に関する事項

該当はありません。

⑦ 監査役への報告に関する体制、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

取締役および使用人等は、重大な法令違反等を発見、または重大なリスクを認識した場合、直ちに当社の監査役に報告しております。本内容は、販売会社管理規程、関連会社管理規程に定めており、当該会社が直ちにかつ直接的に監査役に報告できる体制を担保しております。

取締役および使用人等は、当社およびグループ会社の業務または業績に関する重要な事項について適宜当社の監査役に報告しております。

取締役および使用人等は、監査役からの求めに応じて報告しております。

取締役および使用人等が、上記による報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けたことはありません。

⑧ 監査役職務執行について生じる費用または債務の処理に係る事項

監査役職務執行による費用等について、会社は監査役の請求により遅滞なく精算しております。

⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

代表取締役社長は、監査役と定期的に面談の機会をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について情報・意見交換をしております。

内部監査部は、監査役と定期的に会合を実施し、監査情報を共有しております。

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、ESG委員会などの会議に出席し意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当を、重要政策の一つとしております。持続的な事業活動の前提として、財務の健全性の維持向上を図りつつ、収益基盤や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は期末配当の年1回としております。

(注) 当事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	109,414	流動負債	98,189
現金及び預金	10,749	支払手形及び買掛金	19,457
受取手形、売掛金及び契約資産	27,574	電子記録債務	26,042
商品及び製品	53,562	短期借入金	26,754
仕掛品	10,335	1年内返済予定の長期借入金	13,537
原材料及び貯蔵品	1,434	リース債務	1,653
その他	5,792	未払消費税等	417
貸倒引当金	△33	未払法人税等	588
		未払費用	5,310
		賞与引当金	566
		その他	3,859
固定資産	97,076	固定負債	35,956
有形固定資産	83,919	長期借入金	20,811
建物及び構築物	26,271	リース債務	5,430
機械装置及び運搬具	5,697	繰延税金負債	32
工具、器具及び備品	1,880	再評価に係る繰延税金負債	4,097
土地	44,744	役員退職慰労引当金	163
リース資産	3,938	役員株式給付引当金	18
建設仮勘定	1,304	退職給付に係る負債	3,244
その他	81	資産除去債務	908
無形固定資産	2,309	その他	1,249
投資その他の資産	10,848	負債合計	134,146
投資有価証券	5,686	(純資産の部)	
長期貸付金	32	株主資本	57,023
退職給付に係る資産	356	資本金	23,344
繰延税金資産	1,996	資本剰余金	13,139
その他	3,431	利益剰余金	21,131
貸倒引当金	△654	自己株式	△591
資産合計	206,491	その他の包括利益累計額	10,978
		その他有価証券評価差額金	482
		繰延ヘッジ損益	8
		土地再評価差額金	8,835
		為替換算調整勘定	1,142
		退職給付に係る調整累計額	510
		新株予約権	12
		非支配株主持分	4,330
		純資産合計	72,345
		負債・純資産合計	206,491

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		166,629
売上原価		116,738
売上総利益		49,890
販売費及び一般管理費		46,356
営業利益		3,534
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	222	
為替差益	604	
受取奨励金	35	
受取賃貸料	182	
スクラップ売却益	233	
その他	520	1,870
営業外費用		
支払利息	665	
持分法による投資損失	589	
その他	386	1,642
経常利益		3,762
特別利益		
段階取得に係る差益	551	
持分変動利益	2,544	
固定資産売却益	72	
負ののれん発生益	153	
為替換算調整勘定取崩益	73	
その他	0	3,396
特別損失		
固定資産除売却損	159	
減損損失	1,734	
その他	7	1,902
税金等調整前当期純利益		5,257
法人税、住民税及び事業税	1,074	
法人税等調整額	△24	1,049
当期純利益		4,207
非支配株主に帰属する当期純利益		88
親会社株主に帰属する当期純利益		4,119

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益
当 期 首 残 高	23,344	13,462	17,690	△ 930	53,567	250	2
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	△ 678	—	△ 678	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	4,119	—	4,119	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△ 312	△ 312	—	—
自己株式の処分	—	△ 324	—	650	325	—	—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	2	—	—	2	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	231	5
当期変動額合計	—	△ 322	3,440	338	3,456	231	5
当 期 末 残 高	23,344	13,139	21,131	△ 591	57,023	482	8

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	8,835	804	1,307	11,201	26	1,766	66,561
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 678
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	4,119
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 312
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	325
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	337	△ 797	△ 222	△ 13	2,564	2,327
当期変動額合計	—	337	△ 797	△ 222	△ 13	2,564	5,784
当 期 末 残 高	8,835	1,142	510	10,978	12	4,330	72,345

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

(主要な連結子会社の名称)

(株)井関松山製造所、(株)井関熊本製造所、(株)井関新潟製造所、

(株)中セキ北海道、(株)中セキ東北、(株)中セキ関東甲信越、(株)中セキ関西中部、(株)中セキ中四国、

(株)中セキ九州

連結子会社であった(株)井関松山ファクトリーは、2022年5月30日付で清算終了したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。また、連結子会社であったISEKI (THAILAND) CO., LTD.は、2022年12月1日付で清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2022年8月9日付でIseki-Maschinen GmbHの株式を追加取得し、第3四半期連結会計期間より連結子会社化しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

N.V. ISEKI EUROPE S.A.、Premium Turf-Care Ltd.

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 1社

東風井関農業機械有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の主要な会社の名称等

N.V. ISEKI EUROPE S.A.、Premium Turf-Care Ltd.

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの・・・連結決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等・・・・・・・・主として移動平均法による原価法

②デリバティブ・・・・・・・・時価法

③棚卸資産・・・・・・・・主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

④役員株式給付引当金

役員に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度に基づく負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。

・小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業である農業関連事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①商品、製品の販売及び修理サービス等

農業用機械等の販売及び修理サービス等の提供においては、顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②工事契約

工事契約等の請負業務においては、期間がごく短い場合を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末日における見積総原価に対する実際原価の割合によるインプット法に基づいて行っております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」及び「非支配株主持分」に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段

為替予約取引

ヘ ッ ジ 対 象

外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジする為に、為替予約取引を行っております。なお、輸出入業務を行う上で発生する外貨建取引に対する為替変動リスクに関しては、輸出為替と輸入為替のバランスを取ること、又、借入金の金利変動リスクに関しては、主として金利負担の平準化を目的に変動金利借入金に対してヘッジする方針であります。

- (8) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却は、発生年度以降20年以内で均等償却を行っております。
- (9) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、(株)井関松山製造所ほか19社の決算日は12月31日であります。
- (10) その他の連結計算書類作成のための重要な事項
当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

- ・一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当社の役割が本人に該当する取引のうち、顧客から受け取る額から販売店等の手数料相当額を控除した純額で収益を認識していたものは、総額で収益を認識する方法に変更しております。
- ・売上リベートの一部について、従来は販売時に仮価格で収益を認識し、販売の達成状況に応じて金額の見直しを行っておりましたが、取引対価の変動部分を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。
- ・従来は営業外費用に計上していた売上割引について、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は467百万円減少、売上原価は679百万円減少、販売費及び一般管理費は267百万円増加、営業利益は55百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7百万円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	83,919百万円
無形固定資産	2,309百万円
減損損失	1,734百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、事業用資産については継続的に収支の把握がなされている単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び賃貸用資産については個々の物件ごとにグルーピングをしております。減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

当連結会計年度において、一部の連結子会社が保有する遊休資産については、今後の使用見込みがなく、土地の市場価格が下落しているため減損損失を認識しております。また、連結子会社である(株)井関松山製造所が保有する事業用資産グループについては、芝刈機の生産移管や乾燥機のプロダクション終了などの経営環境の著しい悪化に伴う収益性の低下による減損の兆候を把握したため、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため、減損損失を計上しました。なお、当社及び一部の連結子会社が保有する事業用資産グループについては、土地の時価下落等による減損の兆候を把握したため、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しております。

②主要な仮定

事業用資産の割引前将来キャッシュ・フローの算出における主要な仮定は、中期経営計画を補正した計画値の基礎となる市場環境や需要などの予測に基づいた事業ごとの売上高及び営業利益であります。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 1,996百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性について、将来の合理的な見積り可能期間における市場環境や需要などの予測に基づいた事業計画による課税所得の見積り額を限度として、当該期間における一時差異等のスケジューリング結果に基づき判断しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場環境や需要などの予測に基づいた事業ごとの売上高及び営業利益であります。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の見積りにあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を主として12年に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ41百万円増加しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目につ

連結計算書類

いては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（企業会計基準委員会 2020年3月31日 実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 2018年2月16日 企業会計基準適用指針第28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	118,751 百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	1,287 百万円
土地	2,145 百万円
計	3,433 百万円
担保に係る債務	
短期借入金	3,650 百万円
1年内返済予定の長期借入金	753 百万円
長期借入金	1,338 百万円
計	5,741 百万円
3. 保証債務	4,925 百万円
4. 受取手形割引高	0 百万円
5. 受取手形裏書譲渡高	17 百万円
6. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高	
受取手形	4,163 百万円
売掛金	22,648 百万円
契約資産	762 百万円
7. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	367 百万円
8. 事業用土地の再評価	
当社において、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部（固定負債）に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令 第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出
・再評価を行った年月日	2001年3月31日
・再評価を行った土地の期末時価と再評価後の帳簿価額との差額	△7,280百万円

9. 期 末 日 満 期 手 形 等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれておりません。

受 取 手 形	67百万円
支 払 手 形	379百万円
電 子 記 録 債 務	1,973百万円
その他（設備関係支払手形）	8百万円
その他（営業外電子記録債務）	94百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 の株式数（株）
(発行済株式)				
普通株式	22,984,993	—	—	22,984,993
(自己株式)				
普通株式	374,045	301	6,000	368,346

(注1) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。自己株式の株式数の減少は、新株予約権の行使による減少であります。

なお、役員向け株式交付信託の導入に伴う自己株式の処分による減少255,800株と役員向け株式交付信託における当社株式の取得による増加255,800株を純額で記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通 株式	678	30.00	2021年12月31日	2022年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	686	30.00	2022年12月31日	2023年3月31日

(注1) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金については銀行等金融機関からの借入や社債発行にて調達しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握することによりリスク低減を図っております。

外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、流動性のリスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された金額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	5,066	5,066	—
(2) 長期借入金	(34,349)	(34,295)	(54)
(3) デリバティブ取引	7	7	—

※. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 有価証券に関する事項

 その他有価証券

 その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は41百万円であり、売却損の合計額は7百万円であります。

 デリバティブ

 デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注2) 市場価格のない株式等

 非上場株式 (連結貸借対照表計上額619百万円) は「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) その他有価証券

 上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

 元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) デリバティブ取引

 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金の時価に含めて記載しております。

 外貨建予定取引の時価については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

連結計算書類

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、愛媛県、熊本県その他の地域において、賃貸用の事務所や土地等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は83百万円（賃貸収益は売上高又は営業外収益に、主な賃貸費用は営業費用又は営業外費用に計上）、固定資産売却益は11百万円、固定資産除売却損は25百万円、減損損失205百万円であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,510	2	2,512	2,346

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は事業用資産から賃貸等不動産への振替（295百万円）であり、主な減少額は、売廃却（68百万円）、減損損失（205百万円）であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

	農業関連事業（百万円）
主たる地域市場	
日本	112,593
北米	19,536
欧州	25,139
アジア	8,630
その他	684
計	166,584
主要な財またはサービス	
整地用機械	63,985
栽培用機械	9,374
収穫調製用機械	17,958
作業機・補修用部品・修理収入	46,915
その他農業関連	28,350
計	166,584
顧客との契約から生じる収益	166,584
その他	44
外部顧客への売上高	166,629

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,006円74銭
1株当たり当期純利益	182円14銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	75,838	流動負債	59,450
現金及び預金	3,579	支払手形	914
受取手形	3,564	電子記録債務	11,265
売掛金	31,107	買掛金	25,086
契約資産	11	短期借入金	8,700
商品及び製品	21,808	1年内返済予定の長期借入金	9,914
仕掛品	3	リース債務	353
原材料及び貯蔵品	229	未払金	590
前渡金	356	未払費用	1,807
前払費用	375	未払法人税等	224
短期貸付金	10,202	前受金	10
その他	4,604	預り金	147
貸倒引当金	△4	賞与引当金	106
固定資産	54,459	その他	330
有形固定資産	25,465	固定負債	23,689
建物	4,852	長期借入金	15,571
構築物	501	リース債務	797
機械及び装置	1,391	再評価に係る繰延税金負債	3,368
車両運搬具	1	退職給付引当金	2,853
工具、器具及び備品	434	役員株式給付引当金	18
土地	17,636	資産除去債務	574
リース資産	388	長期預り金	481
建設仮勘定	260	その他	23
無形固定資産	1,252	負債合計	83,139
借地権	83	(純資産の部)	
ソフトウェア	413	株主資本	39,476
リース資産	659	資本金	23,344
その他	95	資本剰余金	13,674
投資その他の資産	27,741	資本準備金	11,554
投資有価証券	5,397	その他資本剰余金	2,119
関係会社株式	16,732	利益剰余金	3,049
出資金	1,073	その他利益剰余金	3,049
長期貸付金	2,542	繰越利益剰余金	3,049
長期前払費用	304	自己株式	△591
前払年金費用	1,802	評価・換算差額等	7,668
繰延税金資産	576	その他有価証券評価差額金	493
その他	314	土地再評価差額金	7,174
貸倒引当金	△277	新株予約権	12
投資損失引当金	△724	純資産合計	47,157
資産合計	130,297	負債・純資産合計	130,297

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		97,467
売上原価		85,728
売上総利益		11,739
販売費及び一般管理費		12,578
営業損失		△839
営業外収益		
受取利息	256	
受取配当金	1,180	
受取賃貸料	1,016	
貸倒引当戻入益	89	
その他	967	3,509
営業外費用		
支払利息	216	
賃貸費用	973	
その他	202	1,392
経常利益		1,277
特別利益		
固定資産売却益	19	
関係会社清算益	7	
その他	0	27
特別損失		
固定資産除売却損	84	
投資有価証券売却損	7	
関係会社株式評価損	1,179	
関係会社清算損	93	
貸倒引当繰入額	269	1,633
税引前当期純損失		△328
法人税、住民税及び事業税	△185	
法人税等調整額	17	△167
当期純損失		△160

計算書類

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	23,344	11,554	2,444	13,999	3,887	3,887	△ 930	40,301
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 678	△ 678	—	△ 678
当期純損失	—	—	—	—	△ 160	△ 160	—	△ 160
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 312	△ 312
自己株式の処分	—	—	△ 324	△ 324	—	—	650	325
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△ 324	△ 324	△ 838	△ 838	338	△ 825
当期末残高	23,344	11,554	2,119	13,674	3,049	3,049	△ 591	39,476

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	262	7,174	7,437	26	47,766
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 678
当期純損失	—	—	—	—	△ 160
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 312
自己株式の処分	—	—	—	—	325
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	230	—	230	△ 13	216
当期変動額合計	230	—	230	△ 13	△ 608
当期末残高	493	7,174	7,668	12	47,157

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの・・・決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・販売用部品・・・・・・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料・貯蔵品・・・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 投資損失引当金
関係会社等への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。
又、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
 - (5) 役員株式給付引当金
役員に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度に基づく負担見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準
- 当社の主要な事業である農業関連事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
- (1) 商品及び製品の販売及び修理サービス等
農業用機械等の販売及び修理サービス等の提供においては、顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
なお、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。
また、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
 - (2) 工事契約
工事契約等の請負業務においては、期間がごく短い場合を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、期末日における見積総原価に対する実際原価の割合によるインプット法に基づいて行っております。
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘ ッ ジ 手 段</u>	<u>ヘ ッ ジ 対 象</u>
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジする為に、為替予約取引を行っております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

- ・ 売上リベートの一部について、従来は販売時に仮価格で収益を認識し、販売の達成状況に応じて金額の見直しを行っていましたが、取引対価の変動部分を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法に変更しております。
- ・ 従来は営業外費用に計上していた売上割引について、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は9百万円減少、営業利益は9百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期末残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	25,465百万円
無形固定資産	1,252百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載している内容と同一であるため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	576百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載している内容と同一であるため、記載を省略しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

（退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の変更）

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を主として12年に変更しております。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ50百万円増加しております。

追加情報

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（企業会計基準委員会 2020年3月31日 実務対応

報告第39号) 第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会2018年2月16日企業会計基準適用指針第28号) 第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	53,455百万円
2. 保証債務	11,191百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	39,522百万円
長期金銭債権	2,538百万円
短期金銭債務	27,247百万円
4. 事業用土地の再評価	

当社において、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部(固定負債)に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令 第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った年月日・・・2001年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末時価と再評価後の帳簿価額との差額
△4,856百万円

5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

支払手形	115百万円
電子記録債務	533百万円
その他(設備関係支払手形)	3百万円
その他(営業外電子記録債務)	37百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	62,767百万円
仕 入 高	75,208百万円
営業取引以外の取引高	8,013百万円

計算書類

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度 期首の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	374,045	301	6,000	368,346

(注) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。自己株式の株式数の減少は、新株予約権の行使による減少であります。

なお、役員向け株式交付信託の導入に伴う自己株式の処分による減少255,800株と役員向け株式交付信託における当社株式の取得による増加255,800株を純額で記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	36百万円
減損損失	1,140百万円
関係会社株式評価損	3,495百万円
子会社株式	597百万円
貸倒引当金	86百万円
投資損失引当金	220百万円
賞与引当金	32百万円
退職給付引当金	320百万円
資産除去債務	175百万円
繰越欠損金	168百万円
その他	286百万円
繰延税金資産 小計	6,560百万円
評価性引当額	△5,617百万円
繰延税金資産 合計	942百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額	212百万円
その他	153百万円
繰延税金負債 合計	366百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

会社の名称	議決権等の所有割合		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高	
(株)中セキ北海道	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2	8,203	売掛金	注1	2,842
(株)中セキ東北	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2	6,926	売掛金	注1	2,671
(株)中セキ関東 甲信越	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2	10,034	売掛金	注1	4,118
(株)中セキ関西中 部	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2	7,132	売掛金	注1	2,653
(株)中セキ中四国	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2	6,141	売掛金	注1	2,388
(株)中セキ九州	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売 資金貸付	注2 注4	5,170 1,500	売掛金 短期貸付金	注2 注4	2,043 3,058
(株)井関松山製造所	直接	100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 資金貸付 土地、建物等の賃貸 債務保証	注3 注4 注5 注6	33,456 15,090 612 1,682	支払手形 買掛金 短期貸付金 その他流動資産 —	注1 注1 注4 注1	359 14,510 4,340 51 —
(株)井関熊本製造所	直接	100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 資金貸付	注3 注4	9,031 5,340	支払手形 買掛金 短期貸付金	注1 注1 注4	324 3,868 1,160
(株)井関新潟製造所	直接	100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 資金貸付	注3 注4	8,561 2,450	電子記録債務 買掛金 —	注1 注1	2,891 670 —
(株)井関重信製作所	間接	100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	資金貸付	注4	2,450	短期貸付金	注4	1,550
ISEKI France S.A.S	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2	5,389	売掛金		2,834
PT.ISEKI INDONESIA	直接	95.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 債務保証	注3 注6	20,002 2,275	売掛金 買掛金 —		4,451 1,803 —
IST Farm Machinery CO.,Ltd.	直接	100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	債務保証	注6	1,754	—		—

計算書類

(単位:百万円)

会社の名称	議決権等の 所有割合		関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高	
Iseki- Maschinen GmbH	直接	40.0%	当社製品の販売 役員の兼任	増資の引受	注7	972	—		—
東日本農機具 協同組合	間接	36.4%	当社製品の販売 役員の兼任	債務保証	注6	2,142	—		—
西日本農機具 協同組合	間接	11.1%	当社製品の販売 役員の兼任	債務保証	注6	1,333	—		—

- (注) 1 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
 2 当社製品等を販売しており、取引条件については市場価格、総原価を勘案して、希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
 3 当社製品の生産委託を行っており、取引条件については、総原価と一定の利益を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
 4 運転資金の貸付を行っており、金利については市場金利を勘案し、決定しております。
 5 工場の土地、建物等の賃貸を行っており、賃貸料については、近隣の相場等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
 6 銀行借入等に対して当社が債務保証を行っております。
 7 資金需要等を考慮の上、増資の引受を行っております。

収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,084円52銭
1株当たり当期純損失	△7円 8銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

井関農機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池内 正文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井関農機株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井関農機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

井関農機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 正文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井関農機株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

井関農機株式会社 監査役会
常勤監査役 木元誠剛 ㊟
常勤監査役 町田正人 ㊟
常勤監査役 元川靖英 ㊟
常勤監査役 白石幸人 ㊟
監査役 平真美 ㊟

(注) 常勤監査役木元誠剛、常勤監査役元川靖英、常勤監査役白石幸人、及び監査役平真美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

脱炭素社会と循環型社会の実現に向けて

サステナビリティピックアップ

脱炭素社会と循環型社会の実現へ

当社グループは、「お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供」を通じ、2050年までにカーボンニュートラルで持続可能な社会の実現を目指しています。

日本国内では政府方針「みどりの食料システム戦略」で環境負荷低減と生産基盤強化を目指す施策が展開されており、化学農薬・肥料低減や有機農業の取り組み面積拡大が示されています。このような背景を受け、井関グループは「『食と農と大地』のソリューションカンパニー」として脱炭素社会と循環型社会の実現に向け、スマート農機によるソリューションを展開してまいります。

●有機農業支援

・自動抑草ロボット「アイガモロボ」

有機栽培の課題となる除草の手間を低減することで有機水稻栽培の普及拡大に貢献します。



●電動化

・欧州向け電動モータ

電動化により、ゼロエミッションで低騒音、低振動の作業が可能です。本製品の限定販売を開始した電動モータを足掛かりに、環境に優しい商品の拡充を進めてまいります。



●燃料使用量低減

自動操舵による高精度作業により作業重複を削減することで省エネにつながります。直進アシストで疲労軽減や不慣れな方でも熟練者のような作業が可能となります。



●化学肥料低減

・可変施肥田植機

本製品に搭載しているセンサーにより田植え作業を行いながら圃場の状態を検知し、施肥量を土壌の状態に合わせてリアルタイムで調整する機能を備えており、稲の品質と収量を保ちながら化学肥料使用量の低減に貢献します。なお、本製品は「みどり投資促進税制」の対象機械に認定されました。



ESG委員会の設置

ESGを巡る諸課題への対応について一元的な組織運営を行うことを目的に、取締役会の諮問機関として、「ESG委員会」を2022年8月10日に設置いたしました。なお、同日付で、既存の「経営監理委員会」及び「サステナビリティ委員会」の機能は「ESG委員会」へ統合し、両委員会を廃止いたしました。

井関グループは、「農家を過酷な労働から解放したい」という創業の精神のもと、「『お客さまに喜ばれる製品・サービスの提供』を通じ豊かな社会の実現へ貢献する」を基本理念に掲げており、ステークホルダーの皆さまとともに持続可能な社会「食と農と大地、の実現を目指します。

地域社会への貢献

「Farm Love with

ファーマーズ&キッズフェスタ2022」に出展

ファーマーズ&キッズフェスタは都会の子どもたちに元気な農業を発信する「農業と食の体験型イベント」（農業を楽しく学べる体験型イベント）です。当社ブースでは、日頃見る機会の少ない大型農業機械の展示・運転席への乗車体験のほか、トラクタとの記念写真付きカレンダーのプレゼント、また、食育の一環として「この野菜の苗、何の苗?クイズ」を行いました。子どもたちから大人の方まで、多くの方々にお楽しみいただきながら農業や農業機械の魅力を体験していただきました。



トラクタの寄贈

愛媛県は、カンボジア・バットンバン州と「友好交流・協力活動の構築に関する覚書」を締結し交流を推進しています。愛媛県を通じ、同州ヘインドネシアの工場生産された東南アジア向けのトラクタ・NT540の中古機を寄贈いたしました。



右側：愛媛県 中村知事
左側：富安社長

寄贈したNT540



知的財産の推進

知的財産方針

農業機械や関連商品のコア技術の創造活動とその活動で得られた知的成果である発明や考案、デザインなどを、戦略的に権利化・活用し、価値創造につながる事業活動を行います。

知的財産の活用

① 自社活用

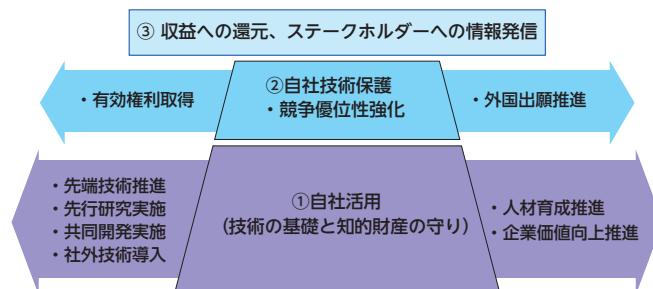
知的財産の自社活用で技術の基礎と知的財産による守りを固めるとともに、更なる投資によって先行開発、共同開発（他社技術導入）、人材育成を図り、土台を拡大させていく。

② 自社技術保護

土台をしっかりと固めた上で自社技術の権利化、海外知財網を拡大し、競争優位性を強める。

③ 収益への還元、ステークホルダーへの情報発信

更に自社保有の知的財産・無形資産（図面やノウハウ、ブランド）を活用して収益へ結びつけるとともに、ステークホルダーへの情報発信により、企業価値向上を図る。



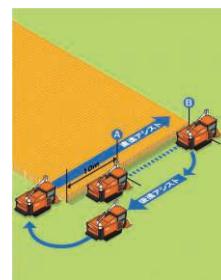
当社の知的財産事例

昨年12月に発売した直進アシストコンバインは、当社独自の3つの選べる直進アシストモードを備えており、特にそのうちの「一方向モード」は、一方向刈りで行う後進時の直進をアシストし、稲が一方向に倒伏する圃場でも、倒伏刈りに適した方向から良好に稲を刈り取ることができま

す。
(特許出願中)



直進アシストコンバイン HJ6130



人材活用の取り組み

2021年にスタートした中期経営計画では「人事の変革」と「従業員エンゲージメント向上」を重点取り組みとして掲げました。

- ・「人事の変革」：先端技術人材の積極採用・グローバル化に対応するための語学講座開設など事業戦略に沿って成長分野の人材確保・育成に注力するとともに、グループ全体での人材配置の最適化に取り組んでいます。
- ・「従業員エンゲージメント向上」：従業員に対して定期的にエンゲージメントサーベイやアンケートを行い、収集したデータを活かして社員一人ひとりに寄り添い働きやすく魅力がある職場づくりを推進しています。

人事評価に関しても、360度評価を軌道に乗せ、より公平な評価を目指してまいります。

当社グループでは、これらの取り組みを通じて、2025年の創立100周年、そして次の100年を担う人材を育成していきます。

○人材育成

能力に応じた階層別研修やTOEIC講座をはじめとした語学研修、技能検定、技術・技能の伝承のためのマイスター制度・通信教育制度等、多様な人材育成プログラムを設けています。また、社員一人ひとりが自主的に講座選択できるようe-ラーニング学習の促進にも継続して力を入れています。

「開発」「生産」「販売・サービス」それぞれの教育体制で社内の人材育成を行い、お客さまから信頼されるモノづくり、画期的な商品・サービスの提供につなげています。



○働きやすい職場づくり

スーパーフレックスタイム制度（コアタイムを設けない制度）やノー残業デー等により、ワークライフバランスの推進に取り組んでおり、その一環として仕事と育児の両立に向けた制度拡充を図っています。今後、更なる男性の育児休業の取得促進を図ってまいります。

○健康経営の推進

企業の発展・事業活動の原動力は従業員一人ひとりの健康で安定した生活にあると考え、従業員の健康管理に取り組んでいます。これまでのさまざまな取り組みが評価され、「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」に認定されました。

今後とも従業員の健康増進を図り、エンゲージメントの向上とグループの持続的な成長を実現していく方針です。



国内トピックス

TOPICS 大規模農家の皆さまとともに開発。フラッグシップ機 10条植え田植機 Japan を商品化

秋田県大潟村では大規模な稲作経営が進んでおり、今までより高機能でバランスの優れた大型田植機が要望されています。当社は今回の商品化に際し、大規模農家の皆さまとともに現地での開発、試験を行いました。

その結果、機体レイアウトを大幅に見直すことでバランスの最適化や機体重量の軽減、直進アシスト機能などの先端装備を織り込んだ10条田植機JapanPJ10の商品化が実現しました。

当社のフラッグシップ機Japanとして、これまでにない高い機体バランスや優れた植付性能をはじめ、作業効率、快適性で高い評価を受けております。今後、1経営体当たりの作付け面積が増大する中、関東、関西、北陸地域といった大規模化の進む他の地域でも販売拡大に取り組みます。



- ・ 大規模農家向けのフラッグシップ田植機Japanを商品化
- ・ 機体構成を「変革」し、バランスも性能も最適化



大規模農家さまとともに開発



TOPICS 田植機・トラクタに続き、業界初の直進アシストコンバインを発売

当社は農業のスマート化を進める商品を常に提案し続けております。

田植機・トラクタに続き、2022年12月に業界初となる直進時の自動操舵を行う直進アシスト機能オペレスタを搭載したコンバインJapanを発売いたしました。

直進アシスト農機は初心者でも運転可能で、オペレーターへの疲労を大幅に軽減します。また、作業効率の向上による燃料・CO₂排出量削減、熟練者の不足といった環境、社会の課題解決にも寄与しています。

当社はこれからも農業の効率化と省力化に貢献するスマート農機の拡充と普及拡大を図り、温室効果ガス削減や持続可能な農業を支援してまいります。



- ・コンバインにも直進アシストを投入
- ・田植機・トラクタ・コンバインのラインナップが完成



田植機 直進・旋回アシスト仕様 (6~10条植え)



トラクタ 直進アシスト仕様 (20~60PS)

自動抑草ロボット「アイガモロボ」を活用した環境保全型農業への取り組み

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために、環境負荷低減と生産基盤強化を目指す「みどりの食料システム戦略」を策定し取り組みを始めています。CO₂ゼロエミッション化、化学農薬・肥料使用量低減、有機農業への取り組み拡大に向けての目標も発表され、有機農業を軸とした環境保全型農業への積極的な転換が求められております。

当社ではアイガモロボを核とするスマート農業技術の拡充により有機農業へのソリューションを提案することで、環境保全型農業の普及促進を図り、持続可能な儲かる日本農業を農家の皆さまとともに創造してまいります。

アイガモロボ販売開始

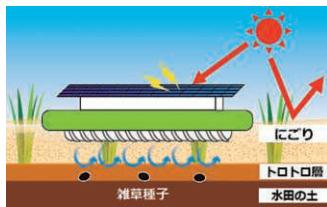
○アイガモロボ新発売

有機米デザイン社にて約10年の開発期間を経て2023年1月より販売を開始。新たな雑草抑草技術により有機水稻栽培の普及拡大を加速させてまいります。



○アイガモロボの効果

田んぼの水面に浮かびGPS連動により自律航行します。スクリーが生み出す水流で水を濁らせることで太陽光を遮り雑草の光合成を阻害。有機水稻栽培で最大の課題とされる雑草の発生・生育を抑制します。

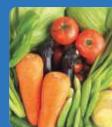


ESG

有機農業の拡大に向けて、アイガモロボ・スマート技術等を活用することにより、脱炭素化と地方農村部の活性化を実現する環境保全型農業に取り組みます。

環境

- 化学農薬・肥料の使用量低減によるCO₂排出量の削減



社会

- 有機農産物、オーガニック食品などの市場拡大、農業生産者の事業拡大



ガバナンス

- JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づく生産

海外トピックス

TOPICS TAFE社との技術提携関係を強化

TAFE社はインド国内で第2位の大手農機メーカーで、主力製品のトラクタはインド国内販売のみならず、海外にも輸出しておりグローバルなビジネス展開を行っています。

当社は、2018年にTAFE社とトラクタの技術協働契約を締結し、同社のトラクタ開発・生産を支援してきており、昨年後半には同社からのOEM受給機である小型トラクタをタイ市場に投入、好調なスタートとなりました。



TAFE社との関係をより深化させ、今後に大きな成長が期待できるインド・ASEAN地域にて当社の強みである稲作関連製品（コンバイン・田植機）の普及を推進します。

また、製品のみならず部品・コンポーネント調達においてもTAFE社との協力体制を強化することで価格競争力のある製品の提供、製品ラインアップの充実化を図り、マーケットシェア、市場での認知度向上を目指します。

TOPICS 欧州向け電動モータの限定販売を開始

当社は、環境意識が高く電動化の流れが急速に進んでいる欧州向けに、リチウムイオンバッテリーを搭載した電動モータ（限定販売）を開発し、ゼロエミッションに対応した電動製品として昨年販売を開始しました。本製品は欧州の景観整備市場において好評をいただいているディーゼルエンジン仕様の製品（14馬力のエンジンを搭載）をベースとしており、ディーゼルエンジン並みの草刈り集草性能ながら、電動化による排出ガスゼロ・低振動・低騒音を実現した製品です。



2022年9月に開催されたドイツ、フランスの展示会において、本製品を展示し、多くの来場者の方々より注目を集めました。

当社は、今後も電動製品をはじめ市場ニーズに合った製品の研究開発を通じて、持続的な経済成長に貢献するとともに、市場での存在感を一層高めていきます。

TOPICS 販売代理店ISEKIドイツ社の連結子会社化について

ドイツの販売代理店であるISEKIドイツ社を2022年下期に連結子会社化しました。

ドイツ市場は、当社欧州ビジネスにおいてフランスと並ぶ重要地域であります。ISEKIドイツ社は当社のビジネスパートナーとして、50年以上に及ぶ協業関係のもと、プロのお客さまのニーズに合わせた製品を提供することで、顧客・ディーラー網を築きあげてきました。

この度の連結子会社化により、当社グループとして開発・生産から販売までの一貫した事業運営が可能となり、ベルギーのヨーロッパISEKI社、フランスのISEKIフランス社との連携も強化することで、欧州市場における当社プレゼンスを更に高めてまいります。



Iseki-Maschinen GmbH (ISEKIドイツ社)

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年12月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先（電話照会先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

- 住所変更、単元未満株式の買取のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔の間」
（旧：ホテルラングウッド）
電話 03-3803-1234（代）

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



アートホテル日暮里ラングウッド
（旧：ホテルラングウッド）

交通

JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。



未来のために、いま選ぼう。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ミックス
責任ある水質資源を
使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE
OIL INK

井関グループは、
環境省による地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を
促す国民運動である【COOL CHOICE】の取組みに賛同しています。
「賢い選択」の提案として「エコ商品」など
環境に配慮した商品の開発普及を推進しています。

